

平成25年第4回定例会

歌志内市議会会議録

第1日目（平成25年12月17日）

（午前 9時58分 開会）

開会・開議宣告

○議長（山崎数彦君） おはようございます。

ただいまから、平成25年歌志内市議会第4回定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（山崎数彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に3番湯浅礼子さん、6番女鹿聡さんを指名いたします。

会期の決定

○議長（山崎数彦君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この定例会を、本日から12月20日までの4日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

諸般報告

○議長（山崎数彦君） 日程第3 諸般報告であります。

事務局長に報告させます。

阿部議会事務局長。

○議会事務局長（阿部幸雄君） 報告いたします。

この定例会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案17件、諮問1件、委員長報告1件であります。

次に、議長の報告でございますが、平成25年第3回定例会以降、昨日までの議会動向につきましては、本日別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記

記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（山崎数彦君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

報 告 第 1 1 号

○議長（山崎数彦君） 日程第4 報告第11号議案第51号平成24年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について、議案第52号平成24年度歌志内市病院事業会計決算の認定について（平成25年9月10日決算審査特別委員会付託）を議題といたします。

この件について、特別委員会委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長梶敏さん。

○決算審査特別委員会委員長（梶敏君） ー登壇ー

報告第11号議案第51号平成24年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について、議案第52号平成24年度歌志内市病院事業会計決算の認定について。

決算審査特別委員会報告書。

当委員会に閉会中の審査として、付託を受けた事件について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第105条の規定により報告いたします。

記。

1、事件。

議案第51号平成24年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について。

議案第52号平成24年度歌志内市病院事業会計決算の認定について。

平成25年9月10日付託。

2、審査の経過、11月13日、14日、15日の3日間、これが審査のため本特別委員会を開催し慎重に審査をした。

3、審査の結果、認定する。

以上であります。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、報告第11号について採決をいたします。

この本件に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第51号平成24年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について、議案

第52号平成24年度歌志内市病院事業会計決算の認定についての件は、原案のとおり認定されました。

諮 問 第 1 号

○議長（山崎数彦君） 日程第5 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上市長。

○市長（村上隆興君） ー登壇ー

諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御提案申し上げます。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

記。

住所、歌志内市字神威272番地2。

氏名、秋元邦子。

生年月日、昭和27年6月5日。

提案理由は、人権擁護委員、秋元邦子氏が平成26年3月31日をもって任期満了となるので、引き続き委員として推薦しようとするものでございます。任期は3年でございます。

次ページをお開きください。

秋元邦子氏の略歴でございますが、再任でございますので内容説明は省略させていただきます。

以上でございますので、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、諮問第1号について採決をいたします。

ただいまの諮問については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は、これに同意することに決しました。

議 案 第 5 4 号

○議長（山崎数彦君） 日程第6 議案第54号歌志内市東光最終処分場閉鎖基金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第54号歌志内市東光最終処分場閉鎖基金条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、歌志内市東光最終処分場の閉鎖に要する費用に充てるための基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするものでございます。

最初に、条例制定の経緯につきまして御説明いたします。

東光最終処分場は、中・北空知廃棄物処理広域連合の焼却施設から排出される焼却灰を処理するために、昨年12月に株式会社エコバレー歌志内から無償で取得いたしました。

最終処分場につきましては、対象物の埋め立て期間中に処理費用がかかるのはもちろんでございますが、埋め立てが終了してからも一定期間、浸出水の管理や覆土処理を行わなければならないなど、閉鎖するにも多額の費用が必要となります。このため、民間企業には法律により、閉鎖費用を積み立てることが義務づけられております。

このたび、株式会社エコバレー歌志内から、東光最終処分場の閉鎖費用に使ってほしいと積み立てていた閉鎖費用相当額の寄附がありましたので、将来の閉鎖費用に充てるため基金として管理しようとするものでございます。

以上、経緯について説明いたしました。

次ページの本文に参ります。

歌志内市東光最終処分場閉鎖基金条例。

第1条は、設置の規定でございます。東光最終処分場の閉鎖に要する費用に充てるため、新たに東光最終処分場閉鎖基金を設置するものでございます。

第2条は、積み立てについての規定でございます。基金へは、東光最終処分場の閉鎖費用に充てるための寄附金及びその他の収入を積み立てるものでございます。

第3条は、管理の規定でございます。基金の管理方法は、金融機関への預金、その他、最も確実かつ有利な方法により管理するものでございます。

また、第2項では、基金に属する現金につきましては、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券にかえることができるものとしてございます。

第4条は、運用益金の処理の規定でございます。基金の運用益金につきましては、一般会計の歳入歳出予算に計上した上で基金に編入するものでございます。

第5条は、処分の規定でございます。積み立てた基金につきましては、東光最終処分場の閉鎖費用に充てる場合に限り処分することができること。

第2項は、基金を処分する場合は、一般会計の歳入歳出予算に計上しなければならないとするものでございます。

第6条は、委任の規定でございます。この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定めることとするものでございます。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 基金条例、必要なのでしょうけれども、説明にありました、民間企業には積み立てをする責任があるということですが、自治体の管理になると、その責任というのは当然発生しているのか、していないのか、法的にですね、それを1点と、それから財源なのですから、2条において寄附金及びその他の収入ということになってはいますけれど

も、これはどの金額、どの寄附、その他を想定しているのか伺います。

それから、一定期間終了後ということですが、この処分場、何年ぐらいを使用目的にして、最終的に閉鎖しようとするときにはどのぐらいの金額が必要かと、その金額の想定もされているのかということをお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（山崎数彦君） 松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） まず1点目の民間には責任があるということで、自治体にも責任があるのかということでございますが、当然、自治体にも責任はございます。

民間の場合は倒産をして、その後、管理されない場合もございますので、法律により規定されておりますが、自治体の場合は倒産というようなことはございませんので、規定されていないものだと思います。

あと、財源でございますが、寄附金につきましては、先ほど申し上げましたように、株式会社エコバレーさんのほうから積立金の相当額の寄附がございましたので、その部分を積み立てるものでございます。

その他の寄附というのは、広域連合の焼却灰を入れるものですから、それにかかる費用については広域連合で負担していただきますので、追加の費用がかかるようございましたら負担金等ということで負担してもらうことを想定しております。

それと、一定期間というのはどれぐらいかということでございますが、今ちょっと広域連合のほうの焼却灰の焼却施設の期間がまだ1年たっていないものですから、まだちょっとどれぐらいになるかわかりませんが、今、ごみの量がちょっと多くて、あと、焼却灰も当初予定していたよりも少し残渣が多いようです。それでいきますと、大体十四、五年、ただ、これからごみは減ってくると思いますし、安定もしてくると思いますので、多少延びるのかなというふうには思っておりますが、今のところはそれぐらいの期間かなというふうに思っております。

あと何年ぐらいということでございますけれども、今のごみの量でいきますと、十四、五年ぐらい。また、ごみ、これから少しずつ減っていくと思いますので、もう少し延びるのかなというふうに思っております。

あと、閉鎖費用でございますが、そのときになってみなければちょっとわからない部分がございます。十数年先のことでございますので、現時点で正確に見積もることは困難でございますが、エコバレーさんのほうでは、当初、約8,100万円を目標に積み立てたというふうに聞いておりますが、先ほど言いましたとおり、現時点では正確に見積もることは困難でございます。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 一つ確認なのですが、一番最初に聞いた民間企業には基金を積み立てる責任があるということですが、自治体では基金を制定して積み立てをする責任がある、法的に責任があるということを理解してよろしいのですか。

○議長（山崎数彦君） 松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） 管理する責任はございますけれども、基金として積み立てる責任はございません。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第54号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 5 5 号

○議長（山崎数彦君） 日程第7 議案第55号固定資産税の減免の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第55号固定資産税の減免の特例に関する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、株式会社歌志内振興公社が実施する歌志内市健康の村施設活性化推進事業計画の推進及び同社の経営安定に資するため、この条例を制定しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

固定資産税の減免の特例に関する条例。

株式会社歌志内振興公社が所有する固定資産で、うたしないチロルの湯及びアリーナチロルに対する固定資産税を平成26年度から3年間免除するものとする。

この減免措置につきましては、同社が平成19年に購入したうたしないチロルの湯及びアリーナチロルについて、歌志内市健康の村施設活性化推進事業計画の推進及び同社の経営安定に資することを目的に平成20年度から開始されており、本年度末まで実施することといたしております。

この間、施設の老朽化や燃料費の高騰、入館者の減少など、大変厳しい経営状況の中、うたしないチロルの湯につきましては、本年8月にリニューアルオープンされ、また、一時休館されていたアリーナチロルにつきましても本年10月より再開され、入館者等の増により一定の収益増に結びついているとのことであります。しかし、今後も厳しい経営が予想されているため、同社からの要請に応じ、引き続き平成26年度から28年度までの3年間、減免措置を講じようとするものであります。

本文に戻ります。

附則。

第1項、この条例は、公布の日から施行する。

第2項、固定資産税の減免の特例に関する条例（平成23年条例第1号）は、廃止する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） まず、提案理由について御質問をいたします。

提案理由の中に、2行ばかり株式会社云々と書いてあります。

そこで、1行目の前段でございますけれども、歌志内市健康の村施設活性化推進事業計画云々でございますけれども、この健康の村については皆さん御存じのとおり民間でございま

す。それで、民間企業でございますので、自主運営が当然でございますけれども、この提案理由にあります健康の村施設活性化推進事業計画というのは、どのような計画なのかを伺いたいと思います。

なぜかといいますと、この計画については19年4月に市が振興公社に売却をしております。それで、この19年4月、市民に、歌志内市の広報で、チロルの湯売却で基金問題解決へということで、市民に広報を出しております。この広報の中で、公社が新たに取り組む事業は活性化推進事業計画に基づいて行われます。この計画は、平成19年度から23年度の5カ年で終了いたします。それで、最後のほうですけれども、単年度黒字を続け、平成23年度には累積で約6,000万円程度の黒字を目指すこととなっております、こういうことで、ちょっといろいろ詳しく書いてあります。

それで私は、この推進事業計画については、先ほど申しましたように、23年でもう計画は終わったのだというふうに考えておりますけれども、ここに再度載ってきておりますので、この件をお伺いをしたいと思います。現在、この計画は生きていないのではないかというふうに思います。

それから、次、2段目でございますけれども、推進及び同社の経営安定に資するため云々というように提案理由でございます。そこでお伺いをいたしておりますけれども、経営安定に資するために云々と記載してありますけれども、経営面で今まで、私、何回もこの件について質疑をしてきましたけれども、答弁としては、経営についてはなかなか答弁ができないというようなことで、まともな答弁をいただいております。

そこで、この文言からいきますと、今後、質疑ができるのか。できたとすれば答弁をいただけるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

それから、最後でございますけれども、減免の特例でございますので、これは26年度からでございます。それで26年度当初でチロルの湯、それからアリーナ、これは算定評価額が幾らになるのか。それから、そうしますと、その算定評価額から計算をいたしますと、年間固定資産税が幾らになるのかをお伺いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 暫時休憩いたします

。

午前10時26分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

理事者答弁、佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 1点目の健康の村施設活性化事業推進計画の関係でございます。

計画につきましては、12事業の計画となっております。この関係につきましては、23年度以降の部分におきまして、単年度におきましてそのまま計画内容に推進をしている部分がございますので、この計画内容については生きていないというふうに思っております。

2点目の部分の経営内容につきましてはの答弁の関係でございます。

公社から、市として報告があります内容につきましては、知り得る中によりお答えをしたいというふうに思っております。

それから、減免の特例の関係での評価額等の関係でございます。

評価額につきましては3億9,942万6,000円、税額といたしましては679万200

円というふうに向っております。（「評価額、別々に聞いたのですけれども」と呼ぶ者あり）

評価額につきましては、申しわけありません、アリーナと施設のほう別々ではなくて合算額でお伺いしているものですから、課税標準額は合わせて3億9,942万6,000円と伺っております。なお、合わせて税額のほうは679万200円ということでございます。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 一番目から順次、再質問をさせていただきます。

今の答弁は、先ほど私言いましたように、19年から23年度までの5カ年計画で、それぞれ3段階に分けてやりますよと、こういうこと広報に出ているのですよね。それで、今の答弁では、その中でやっているものもありますよと、こういう答弁だと思うのですよ。その辺、私も広報を持っていますのでわかりますけれども、歌志内市健康の村施設活性化推進事業計画における新規事業、この中に食改善推進事業とか食育推進事業とか高齢者家庭の給食宅配事業、こんなものがやっていますよね、だと思います。ほかの十何項目ありますけれども、全くやっていないと思うのです。ということは、私が先ほど言いましたように、計画は5年計画で23年度で終わっているのです、計画を立てるとすれば、今、先ほど言ったように、やっているものを中にひっくるめて計画を新たにつくるのが本当ではないかと、こういう趣旨で、私は質問をしているわけです。その辺をもう一度。

それから、3年間ずつ減免をしているのは、ことしでたしか3回目でございます。それで、私、何で評価額を聞いたかということですよ。21年度で議案を出したときに、これも聞いているのですよ。私は聞いていません、ほかの議員が聞いております。そのときに、はっきりチロルの湯は2億5,584万4,786円、アリーナが1億9,354万7,386円、合計4億4,941万2,172円ということで答弁しているのですよ。ですから、私は、これからかなり、はっきり申しますと、アリーナに去年、おととしかな、金額ちょっと忘れちゃったけれども、ボイラーを新設したとか、それからことし、先ほど提案理由にもありましたけれども、1億5,100万円ぐらいかけてPRをやっております。これらを含めると、当然これよりふえるのですよ、評価額が。そして評価額に、御存じでしょうけれども1.7%を掛けて固定資産税が出てくるはずなのです。ですから、それをどうなっているのだということ聞いています。

それから、営業についての答弁、これはその議案によって答弁しますということでは私は納得いきません。もう一度、再度、答弁をしていただきたいと思います。御存じのとおり、この議案については3回しか質問ができませんので、きっちり答弁をしていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 1点目の推進事業に関しましては、24年度からということでございますが、議員御指摘のとおり、単年度ではなくて、やはり長期の計画というものを策定していくのが本筋かなと、御指摘につきましてはそのように思うところでございます。

2点目の公社に関する質問でございますが、この件に関しましては市長として知り得た範囲内でお答えをしたいと、そのように考えております。

3点目については、財政課長から御答弁申し上げます。

○議長（山崎数彦君） 森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 3点目の固定資産評価額、また、固定資産税の件につきましては、市のほうでは、産業課のほうから依頼された中で評価額と固定資産税を算出しております

が、その基礎が平成25年度分の評価額と固定資産税の額ということでありまして、今回の6月に行いましたリニューアルとかは特に入っていないと、これには入っていなかったということで報告をしております。

それと、23年当時、4億円以上の固定評価額があつて、それがほぼ4億円の評価額ということで、ふえるのではないかと。本当は23年よりも、改修、リニューアルや何かでふえるのではないかとということでございますが、若干減っているということは矛盾しているということですが、先ほど申し上げましたとおり、今回の25年度に実施したリニューアル分の評価につきまして、うちのほうでもちょっと計算がおくれまして、ここに加味されていないということで、こういう報告となったものでございます。

以上です。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 先ほども言いましたように、3回しかできないのですから答弁漏れしないようにしてくださいよ。評価額は幾らで、そして年間、議案に固定資産税の減免なのです。ですから、固定資産税については、その減免をするのはいいのですけれども、年間どのぐらい固定資産税がかかるのですかということも1回目から言っているのですよ。1年間の固定資産税は幾らかかりますよという答弁が全くないので、もう少ししっかり答弁をしていただきたいと私は思うのです。

それから、市長が答弁されましたけれども、当然、会社としては、赤字どのぐらいになっているのかわかりませんが、当然、こういう、市が振興公社に買ってもらうときに、先ほども申しましたように、活性化推進事業計画をつくってこういうことをやっていきたいと思います。そして少しでもチロルの湯を皆さんに使っていただいて、少しでも黒字にしようというこの計画つくったわけですよ。

それで、何回も言いたくないのですけれども、こういう物を2年も使って市民にPRしているでしょう。市民、これ本当に読んで、ああ、こんなものもいいことだなと。私もこれ見たときに、非常にいいことだなと思いましたよ。だけれども、さっぱりですよ、なっていないでしょう。だから、私はそれを言うのですよ。

そして質問をすれば、営業については民間の株式会社だから私たちは答弁できませんと。100%の歌志内市の出資でしょう。民間から出資もっているのならまだしも、歌志内市が100%の出資をしているわけですよ。出資ということは、市民の税金を使っているということなのです。私は、それを市民の方から、チロルの湯、何やっているのだと言われるから、その都度、その都度質問をしているのですけれども、さっぱり答弁が返ってこないのですよ。もう一度、これ最後になりますので、もう一度しっかりと答弁をお願いいたします。

○議長（山崎数彦君） 森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 固定資産税の件でございますが、先ほど御答弁申し上げたとおり、26年度課税分につきましてはまだ評価額を出しておりませんので、手持ちの資料として持っているのが25年度分の評価額ということでございます。

それで、その25年度分評価額に基づき計算した結果が、先ほど産業課長が申し上げたとおり、固定資産税の税額は679万200円ということでございます。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 公社に関する質問についてお答えしたいと思います。

以前の議会でも同様の答弁はしておりますけれども、基本的に100%出資の会社とは申しましても民間の会社ということでございまして、市長としての経営に対する干渉というものは、できるものではないということは議員十分御理解のことと存じます。

内容につきましても、議会として一般質問については、一般的には市の事務に行えるということにはなりましようが、公社とは別法人のため市の事務とはまた違うということで、ある程度の質問の内容については制限を受けるものと、そのように理解しておりますところから、その範囲内での御答弁ということでお許しをいただいているところでございます。

市長として知り得た範囲内の中で、今後もお答えをしてみたいと、そのように思っているところでございます。

以上です。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第55号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 6 5 号

○議長（山崎数彦君） 日程第8 議案第65号財産の貸付についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第65号財産の貸付について御提案申し上げます。

下記により、市有地を無償貸付するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、貸付物件、土地。

所在、中村、地番、76番地2のうち、地目、宅地、地積5,366.16平方メートル。同じく、中村、78番地3のうち、雑種地3,952.09平方メートル。合計9,318.25平方メートル。

2、貸付期間。

平成26年4月1日より、至る平成29年3月31日。

3、貸付の相手方。

歌志内市宇中村78番地3、株式会社歌志内振興公社代表取締役、村上隆興。

4、貸付の目的。

保養施設（宿泊、浴場及び体育館）に関する事業用地として使用するため。

提案理由は、株式会社歌志内振興公社に対する経営支援として、「うたしないチロルの湯及びアリーナチロル」が所在する市有地を3年間、事業用地として同社へ無償貸付するため、法令の定めるところにより議会の議決を得ようとするものでございます。

株式会社歌志内振興公社への財産の貸し付けについては、議員各位の御理解のもと、市有地の無償貸付について、同社が実施する歌志内市健康の村施設活性化推進計画の着実な推進と同社の経営を支援するため、平成23年第1回定例会市議会において、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間の議決をいただいているところであります。

施設建設から20年が経過し、施設全体の老朽化が著しいことから、同社では本年8月に施設のリニューアルを行ったところであります。現在、日帰り入浴、レストラン、宴会部門の利用者数は施設改修前に比べ伸びているとのことですが、同社の経営状況は依然として厳しい状況が続くものと判断されることから、引き続き3年間程度の市有地無償貸付期間の延長申請がありました。

本市としましては、同施設は貴重な観光資源であり、また、市民の健康増進や地域経済に寄与している同社への支援を事情やむを得ないものと判断したことから、土地の無償貸付をするため御提案するものであります。

なお、無償貸付地の位置図につきましては、定例会資料の18ページに掲載しておりますので御参照願います。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） これも先ほどの質問と同じでございますけれども、固定資産税の額をちょっとお知らせ願いたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 固定資産税の額につきましては、年間37万6,800円の見込みでございます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 今の固定資産税はわかりましたけれども、例えばこれを民間に有償で貸すとすれば、換算して幾らの金額になるのでしょうか。

それと、3番の貸し付けの相手方ですけれども、代表取締役村上隆興になっております。前段の一般質問でも、選挙で付託を受けた市長が、この100%出資とはいえ、第3セクターの代表になるのはいかなものかなという話もいたしました。その辺は、この期間ですと、26年4月から29年3月、この間には取締役会などで何か結論を出す必要があるのではないかと思うのですが、その辺はいかがですか。

○議長（山崎数彦君） 森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 川野議員の質問に御答弁いたしたいと思います。

その前に、先ほど原田議員の質問に対して、こちらのほうで間違った答弁をしてしまったので御訂正願いたいと思います。

間違ったというか、評価額につきましては聞いていなかったです。固定資産税の額でした。そうであれば訂正はございません。どうも失礼しました。

それで、改めて川野議員の質問でございますが、民間に貸すとしたらということでございますが、これはさっき言いました37万6,800円、これも民間に貸した場合ということで、

振興公社も民間ですので、同様、同じ金額ということで捉えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 後段の公社の取締役ということでの御質問にお答えします。

御質問のとおり、以前の議会でも同様の質問がございました。それを受けまして、いろいろと議論をしていると、こういう取締役会での情報もちよっといただいておりますが、まさに原田議員の御指摘、御質問にもそういう部分があるのかなと反省もいたしておりますので、時期、タイミング、そういうものを図りながら、公社のほうでしかるべき手続をとられるのではないかと、そのように考えております。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 何年間かやってきているはずなのですが、この無償貸付し始めてから、今回の29年3月31日までで、トータルでどれぐらい無償貸付の金額になっているか教えていただきたいのですけれども。

○議長（山崎数彦君） 暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

理事者答弁、森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） ただいまの女鹿議員の御質問の貸付額の無償の減免の額ということでございますが、平成20年からこの無償をやっておりますので、約5年というふうに考えまして、この間の平均の貸付額が年130万円ほどでございます。したがって、130万円の5年分ということで、累積で650万円ほどの免除額ということで考えております。

以上です。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 経営の話になってしまうのかもしれないのですが、やはり130万円無償してもらっているということで、振興公社のほうでかなり、その分サービスを十分に提供できている状態になっているということで考えてもよろしいですか。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 市からの支援を受けての公社での運営でございますので、それらを加味しながら、さらに経営努力に努めるよう指示をしていきたいというふうに思っております。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第65号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

10分間休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時12分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩前を解いて、会議を再開いたします。

先ほどの女鹿議員の質疑に対する財政課長からの答弁が一部訂正がありますので、先にそれを行います。

森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 大変申しわけございません。

先ほど、女鹿議員の質問に対する私の答弁として、一部間違いがありましたので訂正させていただきますと思います。

無償にした免除の額の累計額ということでございます。先ほど、年間約130万円の5年分ということで、650万円という話を御答弁申し上げましたが、詳しくは年額130万円の5年ではなくて、5年と半年分ということで715万円になるということでございます。御訂正申し上げます。

議案第56号

○議長（山崎数彦君） 日程第9 議案第56号歌志内市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第56号歌志内市税条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第173号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第66号）の公布に伴い、金融所得課税の一本化、公的年金からの特別徴収における算定方法の見直し等、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市税条例の一部を改正する条例。

歌志内市税条例（昭和29年条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料により御説明いたしますので、定例会資料1ページをごらん願います。

歌志内市税条例の一部改正に関する資料ですが、主な改正内容は個人住民税の公的年金からの特別徴収における年間徴収税額の平準化、金融所得課税の一本化に向けた公社債等に対する課税方法の見直し等でございます。

第47条の2は、公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収の規定でございます。

現行制度では、賦課期日後に他の市町村へ転出した場合は、公的年金からの特別徴収を中止

し普通徴収に切りかえていますが、一定の要件のもと特別徴収を継続するものでございます。

地方税法施行令第48条の9の12に基づき、平成28年10月1日から適用するものでございます。

第47条の5は、年金所得に係る仮特別徴収税額等の規定でございますが、年間の徴収税額の平準化を図る観点から、仮徴収税額を前年度の年税額の2分の1とするものでございます。

地方税法第321条の7の8に基づき、平成28年10月1日から適用するものでございます。

附則第6条第4項及び第6条の2第4項の改正につきましては、引用条項の繰り上げに伴い、条文を整備するものでございます。

平成29年1月1日から適用するものでございます。

附則第7条の4の改正につきましても、引用条項の追加、繰り上げに伴い、条文を整理するものでございます。

平成29年1月1日から適用するものでございます。

附則第16条の3は、上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例の規定でございます。

平成28年1月1日以後、金融所得課税について、損益通算の範囲が拡大され、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴い、規定を整理するものでございます。

地方税法附則第33条の2に基づき、平成29年1月1日から適用するものでございます。

定例会資料2ページをごらん願います。

附則第19条は、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例の規定でございます。

「株式等に係る譲渡所得等」の分離課税を「一般株式等に係る譲渡所得等」の分離課税と「上場株式等に係る譲渡所得等」の分離課税との区分されたことに伴い規定を整備するもので、加えて（新）附則第19条の2、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例の規定を新たに設けるものでございます。

地方税法附則第35条の2及び附則第35条の2の2に基づき、平成29年1月1日から適用するものでございます。

（旧）附則第19条の3は、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例。

（旧）附則第19条の4は、特定口座を有する場合の市民税の所得計算の特例。

（旧）附則第19条の5は、源泉徴収選択口座内配当等に係る市民税の所得計算の特例。

（旧）附則第19条の6は、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除。

（旧）附則第20条は、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例の規定でございますが、総務省自治税務局長からの通知において条例から削除することが望ましいとされた、単に課税標準の計算の細目を定める規定を削除するもので、平成29年1月1日から適用するものでございます。

なお、（旧）附則第19条の2、特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の規定につきましても、同様の内容により削除するものでございます。

（旧）附則第20条の2の改正につきましては、前条の規定の削除により条項を繰り上げるとともに、引用条文を整備するものでございます。

平成29年1月1日から適用するものでございます。

定例会資料3ページをごらん願います。

(旧)附則第20条の3は、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の規定でございますが、(旧)附則第19条の3と同様の内容により削除するもので、平成29年1月1日から適用するものでございます。

(旧)附則第20条の4は、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例の規定でございますが、「条約適用配当等」に係る分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴い規定を整備するとともに、前条の規定の削除等により条項を繰り上げるものでございます。

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条の2の2に基づき、平成29年1月1日から適用するものでございます。

(旧)附則第20条の5は、保険料に係る個人の市民税の課税の特例の規定でございますが、(旧)附則第19条の3と同様の内容により削除するもので、平成29年1月1日から適用するものでございます。

以上で、資料により説明が終わりましたので、本文の附則に戻ります。

附則第1条は、施行期日でございます。これにつきましては、資料で説明いたしましたので省略させていただきます。

附則第2条につきましては経過措置でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長(山崎数彦君) これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

原田稔朗さん。

○5番(原田稔朗君) これは参考までにちょっとお伺いしたいのですけれども、今、提案ありました条例につきましては、このほとんどが28年1月1日、または29年1月1日となっております。それで、施行まで3年も4年も先であるのですけれども、今までの条例改正で、私だけだと思うのですけれども、このような例は全く本当に記憶にないです。

そこで、今回このように、3年も4年も先のを改正しなければならない意図は何か特にあるのか、その理由を伺いたいと思います。まだ提案されていないのですけれども、議案58号も同様であります。

そこで、現在、各近隣で議会を開催されたり、終わったところもございませぬけれども、近隣でこの条例を、もう既に制定なり可決したところがあるのか、それもあわせてお伺いしたいと思います。

○議長(山崎数彦君) 森脇財政課長。

○財政課長(森脇正志君) 原田議員の御質問にお答えをいたします。

原田議員の質問の中では、3年も4年も先のものについての条例改正、今まで全く例がないのではないかという御指摘がございましたが、全くないというわけではございません。過去にも何回か、こういう例はございます。

それと、この施行までに時間を要したものの改正の理由なのですが、総務省の指導では、地方税法の改正に基づく省令等の改正があった場合、できるだけ速やかに市の条例を改正すべきであるという指導が従来からございます。それに加えて、条例施行までには電算システムの改修など、いろいろな準備が必要となるということもございます。

また、他市町村では、改正の状況でございますが、これについては調査はしておりませんが、本年の9月定例会、あるいは今回の12月定例会等で条例を改正するはずでございます。ただ、余りほかの市町村につきましては、市税の改正等につきましてはほとんどが専決処分

で、議会では専決処分の報告という形なものですから、余り表面化はしていないようでございます。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第56号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 5 8 号

○議長（山崎数彦君） 日程第10 議案第58号歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第58号歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第173号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第66号）の公布に伴い、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

歌志内市国民健康保険税条例（昭和52年条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料により御説明いたしますので、定例会資料の5ページを願います。

歌志内市国民健康保険税条例の一部改正に関する資料ですが、主な改正内容は、地方税法の一部改正に伴い、金融所得課税の一本化に関する規定の整備が行われたことから、所要の改正を行うものでございます。

附則第3項は、上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例の規定でございます。

地方税法の改正により、「上場株式等に係る配当所得等」の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴い規定を整備するものでございます。地方税法附則第35条の6に基づき、平成29年1月1日から適用するものでございます。

附則第6項は、一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例の規定でござ

ございます。

地方税法の改正により、「株式等に係る譲渡所得等」の分離課税を「一般株式等に係る譲渡所得等」の分離課税と「上場株式等に係る譲渡所得等」の分離課税とに区分されたことに伴い規定を整備するもので、加えて（新）附則第7項、上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例の規定を新たに設けるものでございます。

地方税法附則第37条及び附則第37条の2に基づき、平成29年1月1日から適用するものでございます。

（旧）附則第7項及び第8項は、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例、（旧）附則第9項は、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る国民健康保険税の課税の特例、（旧）附則第11項は、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例の規定でございしますが、総務省自治税務局長からの通知において条例から削除することが望ましいとされた、単に課税標準の計算の細目を定める規定を削除するものでございます。

また、これらの規定の削除等により、（旧）附則第10項、（旧）附則第12項及び（旧）附則第13項について、それぞれ項を繰り上げるものでございます。いずれも、平成29年1月1日から適用するものでございます。

定例会資料6ページをごらん願います。

（旧）附則第14項は、条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例の規定でございしますが、「条約適用配当等」に係る分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴い規定を整備するとともに、同項及び（旧）附則第15項を繰り上げるものでございます。

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条の2の3に基づき、平成29年1月1日から適用するものでございます。

また、（旧）附則第16項は、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例の規定でございしますが、（旧）附則第8項と同様の内容により削除するもので、平成29年1月1日から適用するものでございます。

以上で、資料による説明が終わりましたので、本文の附則に戻ります。

附則第1項は、施行期日でございます。これにつきましては、資料で説明いたしましたので省略させていただきます。

附則第2項は、適用区分でございしますので、説明は省略させていただきます。

以上でございしますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第58号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

議案第57号

○議長（山崎数彦君） 日程第11 議案第57号歌志内市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第57号歌志内市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、砂川地区保健衛生組合の一般廃棄物処理手数料が改正され、同組合にみずから搬入し処分する手数料等が見直されたことに伴い、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

歌志内市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成14年条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料で御説明いたしますので、定例会資料の4ページをごらん願います。

このたびの改正は、砂川地区保健衛生組合が、平成26年4月から、住民や事業者が同組合に直接搬入する一般廃棄物について、手数料を徴収する分別範囲及び単価を見直すことに伴い、今まで分別区分ごとに定めていた手数料を砂川地区保健衛生組合が管理するごみ処理施設において定める単位及び単価とするものでございます。

これにより、可燃ごみ、不燃ごみ、生ごみの処分手数料は、10キログラムにつき100円が130円に、資源ごみと危険ごみは無料になるものでございます。

また、本条例の改正により、これを準用しています上歌最終処分場の処分手数料も改定されますが、当市の指定ごみ袋料金につきましては改定はございません。

本文の附則に戻ります。

附則。

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 今回の持ち込みの金額が上がるということなのですが、二つちょっと聞きたいと思います。

家庭系と事業系での持ち込み、今まで年間どれぐらいの利用の金額があったのか、伺いたいと思います。

あと、二つ目、今回の130円になる場合に、どれぐらいの収入増が見込めるのかを伺いたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） どれぐらいの量があったということですが、平成24年度ベースでいきますと、ちょっと量は出ておりませんが、金額ベースで言いますと、家庭系自

搬が134万1,400円、これが170万1,830円。あと、家庭系でございまして、187万900円が238万7,320円、平成24年度ベースに置きかえるとこのようになります。

収入増額につきましては、委託収集と全てを含めると349万3,900円が、24年度ベースに置きかえますと445万5,230円で、プラス96万1,330円になる見込みでございます。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 組合での話し合いだと思うのですけれども、今回の単価の値上げで利用者が減るのではないかという、そういった話し合いとかというのは、どこまでされたのか、お聞きしたいのですけれども。

○議長（山崎数彦君） 松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） 利用者が減るかどうかについてはわかりませんが、自搬の利用者がふえておりますので、今まで処理費用に見合った部分をいただいておりますので、それに見合う一部改定をしたいということでございます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第57号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 5 9 号

○議長（山崎数彦君） 日程第12 議案第59号歌志内市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第59号歌志内市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、御提案申し上げます。

提案の理由は、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、現行の消費税率が引き上げられ、平成26年4月1日から適用されること等により、関係条文を整備しようとするものであります。

次ページの本文に参ります。

歌志内市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

歌志内市道路占用料徴収条例（昭和31年条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料により御説明いたしますので、定例会資料7ページをごらん

願います。

第2条中「算出する」を「算定して得た額に消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に相当する額を加えた額（法第32条第2項第2号に係る占用期間が1月以上のものにあつては、別表により算定して得た額）の占用料を徴収する」に改め、同条の後段として次のように加える。

この場合において、10円に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

これは、現行の消費税率が、平成26年4月1日から引き上げられることを受け、第2条の占用料について、これまでは1カ月未満の実績は皆無であったため条文化しておりませんでした。が、占用期間が1カ月未満のものについては課税の対象であることから、条文もあわせ整備し、占用期間が1カ月未満のものについて、消費税額を加えた額とする方法に改めるものでございます。

別表につきましては、道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第294号）が、平成24年12月12日に公布され、平成25年4月1日から施行されたことにより、太陽光発電設備及び風力発電設備並びに津波避難施設が、占用許可対象物件として追加され、占用料が新設されたため、本市もこれに準じて所要の改正を行うものであります。

本文の附則に戻ります。

附則。

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） ちょっと済みません、確認です。

1カ月未満の場合は、消費税が今回8%になるということで、8%かかりますと。1カ月以上の場合は、消費税がそれ以降はかからないということで、もう一回確認したいと思います。

あと、もう一つ、1カ月未満の実績が皆無だったということなのですか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 一番目の質問につきましては、そのとおりでございまして、2番目の質問でございますが、1カ月未満の案件がなかったのかということでございますが、今まで全くございません。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第59号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 6 0 号

○議長（山崎数彦君） 日程第13 議案第60号歌志内市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第60号歌志内市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案の理由は、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、現行の消費税率が引き上げられ、平成26年4月1日から適用されることになったため、関係条文を整備しようとするものであります。

次ページの本文に参ります。

歌志内市都市公園条例の一部を改正する条例。

歌志内市都市公園条例（昭和47年条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料により御説明いたしますので、定例会資料8ページをごらん願います。

第8条中「別表第3に掲げる使用料」を「別表第3に掲げる額に消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に相当する額を加えた額の使用料」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、10円に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

これは、現行の消費税率が平成26年4月1日から引き上げられることを受け、第8条の使用料の算定方法の規定について、税込価格であった別表を税抜き価格に改め、別表により算定して得た額に消費税額を加えた額とする方法に改めるものでございます。

別表第3につきましては、消費税3%を加え、税込価格になるよう料金改正を行って以来、消費税率5%時での変更を行っていなかったもので、今回の改正に伴い、改めて税抜き価格にするものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 今の提案理由、ちょっと聞き漏らしたのですけれども、今まで5%のときは条例制定していなかったから取らないよということではちょっと聞いたのですけれども、もしそうだとすれば、その理由をお伺いしたいと思います。

それから、この別表、消費税抜きということでございますけれども、この使用件数はちょっとわかりませんが、大体、今度8%になるものですから、8%で、どのぐらいの消費税の収入があるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 1番目の、今まで消費税5%は取らないよということではございません。3%の消費税のときに、ここの表を内税、いわゆる消費税を含んで単価を決定したところでございますが、5%時での料金の見直しというのをやらなかったということでございます。

したがって、今回、3%の税を内税から外税になるように整理をしたということでございます。

それと、2番目の実績でございますが、今度8%になると、どのぐらいの収入になるかということでございますが、昭和の時代は露店等の出店がございまして、料金を取っていた経緯はございますが、ここ数十年は全く占有がないということでございますので、収入増につきましては、今後、占有者がなければ、特にゼロということになります。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 確かに、この別表3でいくと、公園の商売というのですか、これはもう皆無と言っていいほどないです。

それで、この3の電柱ございますよね、電柱、この公園内にどのぐらいあって、どのぐらい収入があるのか、それ、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 電柱も含めて占有物件は、当市のほうで申請が上がっていないということでございます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第60号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 6 1 号

○議長（山崎数彦君） 日程第14 議案第61号歌志内市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） —登壇—

議案第61号歌志内市下水道条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案の理由は、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、現行の消費税率が引き上げられ、平成26年4月1日から適用される

ことになったため、関係条文を整備しようとするものであります。

次ページの本文に参ります。

歌志内市下水道条例の一部を改正する条例。

歌志内市下水道条例（平成2年条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料により御説明いたしますので、定例会資料10ページをごらん願います。

第21条第1項中「算出する」を「算出した合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に相当する額を加えた額とする」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、1円に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

これは、現行の消費税率が平成26年4月1日から引き上げられることを受け、第21条使用料の算定方法の規定について、税込価格であった別表を税抜き価格に改め、別表により算定して得た額に消費税額を加えた額とする方法に改めるものでございます。

別表につきましては、税込価格であった表を税抜き価格に改めるものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則第1項は、施行期日でございます。平成26年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、料金の適用についてでございます。

以上でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 今回の消費税増税によるということで、改正ということなのですが、住民の負担増になるのではないかとこの観点から、ちょっと質問させていただきたいと思ひます。

上下水道など、公営企業会計の公共料金は納税義務が生じるので、消費税を納入する必要があるのは承知しております。広域水道企業団とかでも、増税分、今回される分をそのまま8%を乗じて行方方針がされている中で、下水道料金も連動しているということで、今回出てきていると思うのですが、消費税増税が住民負担になっているのは事実であって、もし、この料金の増税分、今回3%上乗せになるのですけれども、この3%上乗せしない場合は、やはり自治体の経営努力とか、一般会計からの繰り出しで頑張っていくしかないということになるのですけれども、そこで三つ聞きたいのですけれども、できる限り住民負担にならないようにということで、考えはあったかどうかをお聞きしたいと思ひます。

二つ目、今回、3%増税になるのですけれども、どれぐらいの増収になるか聞きたいと思ひます。

三つ目ですね、下水道料金の滞納者なのですけれども、これ今までどれぐらい、去年でもいいのですけれども、どれぐらいになっているかお聞きしたいと思ひます。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 3点のうち、1番目から御答弁申し上げたいと思ひます。

住民負担につきまして、消費税を上げないとかいろいろな方法で負担増にならないようなことを考えられなかったかということでございますが、下水道につきましては特別会計ということで、一つの使用料があつて維持修繕をしていくと。また、使用料に基づきまして、河川に放流する水質にするための費用がかかるということでございます。

消費税につきましては、納めていただいたものそのものが国税、国に納めなければならないということからいたしますと、消費税分もし上げなければ一般会計の繰入金ということになります。

そういったことを含めて総合的に考えますと、やはりこれは国に納める必要があるものですから、その分のおおむねの負担はやむを得ないという判断で、消費税の8%ということで今回の条例改正になったわけでございます。

2番目でございますが、どれぐらいの消費税が8%になることによって収入増になるかということでございますが、24年度決算では約8,500万円でございますので、1.05で割り帰して、また1.08を掛けますと、その差、約240万円ぐらいになるかなと思います。これは24年度の決算で、25年度、これが今度26年度になりますので、人口減少率、いわゆる使用者の減の率を掛ければ240万円以下になるかと思えます。

あと、下水道の滞納者でございますが、24年度では、決算のベースでございますが、人員で70名、31万1,285円というのが24年度決算の数値でございます。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 増税分は仕方ないということだと思うのですよね。そこで、どれだけ使用料、いろいろやり方があるのでしょうかけれども、さっき言われた一般会計の繰り出しだとか、市に体力があるかないかという大きな問題が出てくると思うのですけれども、住民にどれだけ今回の消費税があって、どれだけ市が前向きになっているかというものを示す必要もあると思うのですよね。そのときに、住民の生活を考える上では、かなり生活も楽になるのではないかなと思うのですよ。その辺、どういうふうに議論されたかを、もう一回聞きたいと思えます。

あと、滞納者なのですけれども、70人ほどということなのですけれども、今回どちらにしろ使用料がふえるわけでもないのですけれども、どちらにしろ消費税は払わないとだめだということで、住民の負担は消えないわけですよね。この増税によって、また滞納者がふえる危険性というものもあると思うのですけれども、その辺どういうふうにお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 1番目のどれだけ議論したかということでございますが、歌志内市は、下水道の敷設につきましては、通常の土質ではなく岩盤地帯であったということで、非常にコスト的にはかかっている状況でございます。

これから長寿命化の、いわゆる管路の延命を図りながら、将来的には更新が延命されれば、その分、負担が少なくなってくるということにもなるのかなと。また、一方では人口減少しますので、そういった部分で会計としては厳しくなるのかなと思います。いわゆる資本費に非常にお金がかかっておりますので、やはり大分の負担をしていただかなければならないという観点から、消費税分はどうしても国に納めなければならない、その部分については、やはりいただくのが受益者負担ではないかということで、この件については御理解を願いたいと思えます。

あと、2点目でございますが、増税分、いわゆる増税することによって滞納者がふえるのではないかということでございますが、人数からしてその分の消費税アップ分は、比例配分いたしますとふえることにはなりますが、何とかこれにつきましては納めていただくように努力のほうをしたいというふうを考えております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 確かに、いろいろさっきも言っていますけれども、経営努力、一般会計、どれだけ力あるかないかという状態にもなってくるのですけれども、今後8%からまた10%にもなるという話もされております。その中で、やはり住民負担は必ずふえるわけですね。今回、増税分プラス3%上乘せするという事で、10%になれば5%上乘せになるということなのですけれども、消費税分は仕方ないという考えはわかるのですけれども、その辺、使用料金のほうだとか、あと、一月当たりの基本水量ですか、こういったもので市が努力して、少しでも増税分を軽減できるのではないかなという考えがあるのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 繰り返しになりますが、いわゆる下水道会計が非常に厳しい状況の中でやっておりますし、人口減少しております。その中で、うちのパイプだけでなく、流域下水道そのものの更新事業にも係っていくという状況でございます。

議員言われる部分につきましては、十分理解いたしますが、このような24年度の歳出だけを見ましても、公債費のほうの比率も非常に高いということでございます。健全経営に向けて努力いたしますが、今回の消費税につきましては、どうか御理解いただきたいと思っております。

また、料金の基本となる消費税を賦課する前の料金につきましても、これ以上、下げるとは非常に厳しいということでございますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 前段の60号のときの説明があったのですけれども、現行料金に3%を掛けていたのを、今度は外税にしてという格好なのですけれども、今回のこの料金、これも現行料金に3%を掛けていた数字、これを改定して改めて消費税が載るよというふうに、料金的に改正されたというふうに理解してよろしいですか。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 先ほどの3%につきましては公園でございます。今回、下水道につきましては、議案の中に表がありますが、家事用の福祉でいきますと1,130円、これを1.05で除したものが1,076円ということで、税を抜いた表に変えたということでございまして、5%を賦課していたものを、この表から5%除いて基本となる価格に設定したということで、消費税が変わっても対応できるような形にしたということでございます。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 12日の議運のときの説明では、59、60、61までですね、これは消費税3%かかっていたのだよと。それを5%のときには据え置きにして、今回は8%決まっていますけれども、今回は税制改革によって数字を変えなくてもいいように、外税の料金の設定をしたというふうに説明を受けたのですけれども、そうではないのですか。

○議長（山崎数彦君） 岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） その質問ですけれども、あくまでも外税にしたということですので、前段で60号の関係の都市公園の関係については、3%時については条例を改正したけれども、5%にしたときには失念して変えなかったということですので、その3%、5%と数字を言われますと、川野議員のように戸惑いを生じるのですけれども、あくまでも外税にするよと、だから基本料金を100円にしますよと、例えばですけれども、それをベースにし

て、消費税が上がったときも自動的にそれに付加されるという条文に整備をしたということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） それは説明でわかったのですけれども、60号のときには3%のやつを5%に上げなかった、失念したくないはいつでもいいのですけれども、今回は、例えば今、福祉料金1,130円は、これは外税に何%かかった料金だったのですか。これ、前には3%の料金だというふうに聞いたのですけれども。それであれば、1.05で割り返すというのは、ちょっと変かなと。1.03で割ってもらったほうが料金負担は少なくなるのですけれども、それを1.05で割り返したという根拠はどこにあるのかなと。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 説明が大変悪かったと思っております。

議案の資料、定例会資料の10ページをごらんになっていただきたいと思っておりますが、左側の表の現行は1,130円、福祉用ですね、これは内税でございました。それは5%入った内税でございましたので、これを1.05で除して外税になるように、右の改正の表に変えましたということでございます。

○議長（山崎数彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 議案の61号に対して討論を行いたいと思っております。

消費税増税により、住民負担増になるということなのですけれども、消費税増税、自治体がそれに倣って推し進めるものであります、今回の議案は。

住民生活は、生活必需品の高騰などで、生活が今でも困難な状況が続いていると思われます。その中で、下水道料金に今以上の消費税がかかれば、住民の生活は一層大変なことになると思われます。さらに、滞納者の増加にもつながるおそれがあると思われます。このために、本議案には反対したいと思っております。

○議長（山崎数彦君） 反対する議員の発言がありましたので、賛成する議員の発言を求めます。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） ただいまの議案第61号の条例改定について、賛成の立場で討論をいたします。

この下水道使用料は、現行行われておる5%で徴収されておりましたが、この消費税増税は税と社会保障の一体改革として、平成26年4月から8%というのが既に決定されております。このことから、年金、医療などの社会保障の維持、継続のためにも必要な財源であると、このように考えております。

また、今後、軽減税率給付などの検討もされていることでもあり、この時期の制定はしかるべきと考えますので、賛成をいたします。

○議長（山崎数彦君） 賛否両論が出ましたので、これで討論を終わります。

これより、議案第61号について、起立により採決をいたします。

ただいまの議案に賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山崎数彦君） 起立多数であります。

したがって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

午後1時15分まで休憩いたします。

午後 0時15分 休憩

午後 1時12分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

議案第62号

○議長（山崎数彦君） 日程第15 議案第62号歌志内市普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第62号歌志内市普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について、御提案申し上げます。

提案の理由は、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、現行の消費税率が引き上げられ、平成26年4月1日から適用されることになったため、関係条文を整備しようとするものであります。

次ページの本文に参ります。

歌志内市普通河川管理条例の一部を改正する条例。

歌志内市普通河川管理条例（平成12年条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料により御説明いたしますので、定例会資料11ページをごらん願います。

第22条中「100分の105を乗じて得た額」を「消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に相当する額を加えた額」に改める。

これは、現行の消費税率が平成26年4月1日から引き上げられることを受け、第22条の占用料について税率を記載し、別表により算定していた額に乗ずる方法から、税率を記載せずに消費税額を加えた額とする方法に改めるものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 先ほどの道路のあれと変わらないのですけれども、確認したいと思えます。

資料の中で、1カ月以上たったものに関しては消費税がかからないという認識でよかったのか、お聞きしたいと思えます。

あと、今までの実績というのですか、それはあったかないかお聞きしたいと思えます。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 2点のうち、1点目の1カ月未満につきましては消費税を課しますが、1カ月以上の場合は消費税がかかりません。

2点目でございますが、実績でございますが、平成24年度決算実績でいきますと、河川1カ月以上の案件が7件ございまして、7万4,240円となっております。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第62号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 6 3 号

○議長（山崎数彦君） 日程第16 議案第63号歌志内市立病院使用料及び手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） －登壇－

議案第63号歌志内市立病院使用料及び手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、現行の消費税率が引き上げられ、平成26年4月1日から適用されることになったため、料金を改正するとともに、あわせて条文の規定を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市立病院使用料及び手数料等徴収条例の一部を改正する条例。

歌志内市立病院使用料及び手数料等徴収条例（昭和43年条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の12ページをごらん願います。

第1条の規定は、目的でございますが、これは歌志内市立病院条例の字句を要約する形で定義するものであります。

第2条の規定は、料金の算定方法でございますが、今回の一部改正に伴い条文を整理するものでございます。

第3条から第5条における料金についての規定につきましては、第4条である料金の額に条

文を整理するとともに、項立てに改めようとするものでございます。

第1項は、これまで第3条に定めていた既存の条文について、引用条文の整理を行うものです。

第2項は、これまで第4条に定めていた既存の条文に、今後、消費税の額等の改正が行われた場合、自動的に改正後の消費税の額等を徴収することができるよう規定を追加するとともに、その際に生じる端数の取り扱いを定めるものでございます。

第3項は、これまで第5条に定めていた既存の条文について、引用条文の整理を行うものでございます。

なお、これまでの第3条が削られることにより、改正後の第4条を第3条に改め、新たに第4条を規定するものでありますが、この第4条は、これまで企業等の健康診断に係る料金設定は、歌志内市立病院条例第9条に基づきとり行ってまいりましたが、近隣市の状況をもとに、新たに条文を設けるものでございます。

また、第5条の条文を整理したため、後続する条を繰り上げるものでございます。

別表につきましては、今回の一部改正に伴い、別表1を改め、別表2につきましては条名の表示を改めるものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 二、三点お伺いをいたします。

普通、使用料手数料は条例で定めることになっていると思いますけれども、ここで言います備考欄で、その他の料金の定めのないものについては医師会協定料金を準用するというようになっておりますけれども、このような決め方でよいのか、まずお伺ひいたします。

それと、その医師会の協定料金とはどのようなものがあるのかも、お伺ひしたいと思います。

それから、ここで言う入院患者の給食料は1食幾らなのか、この条例にはないのですけれども、幾らでなっているのか。これは決められないのか、もし決められないとすれば、その理由はどのような理由なのかをお伺ひいたします。

それから、病衣の貸与料ですか、これ実費となっておりますけれども、普通、大概、料金はそれぞれ各病院で決めているようでございますけれども、その理由についてもお伺ひいたします。

それから、たしか改正の中の文書料の3段目、1通2,000円、死体検案書並びに病名、症状、経過、予後記載の診断書云々と書いてありますけれども、この中には、よく保険に入っていて、医師の診断書、それぞれ保険によって決まっている診断書があると思うのですけれども、それらについても、この2,000円、文書料の中に入るのか、その点もお伺ひしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、加津市立病院事務長。

○市立病院事務長（加津武君） ただいまの御質問に御答弁申し上げます。

まず、1点目でございますが、大変申しわけございません、医師会協定料金を準用するということにつきましては、従来からこのようになっていたことにつきまして、そのように定めた

ものでございますが、御質問にありました定額協定料金についての内容につきましては、大変申しわけございません、現在調べてございません。後ほど調べてお答えしたいと思います。

それと、3番目につきましての病衣貸付貸与料なのですが、これにつきましては実費ということでございますけれども、今現在42円で実費をいただいております。

この金額の定めにつきましては、現在、今までどおり42円というのは変わってございませんけれども、特に定めた基準等については、ちょっと調べてございません。申しわけございません。今後は、この42円につきましては、消費税がアップすることによって、今度は43円になるようになります。

また、4番目につきまして、文書料につきましては、先ほど御質問ありました生命保険につきましては、文書料の、現在3,150円の中に入っております。もし、生命保険等の書類等がいただきたいという請求がありましたら、今後につきましては、3,000円に8%の消費税がかかるということになります。

済みません、2番目の答弁につきましては、ちょっとお待ちください。

2番目に質問ございました給食料につきましては、今現在、職員の給食等は行ってございませんので、派遣医師分だけの給食料でございまして、250円徴収しております。これについては、消費税は特に掛けてはございません。（「入院患者さんは実費なのでしょう」と呼ぶ者あり）

失礼いたしました。入院患者の食費につきましては、年齢によって65歳以上と60歳と分けてございますけれども、金額については、ちょっと書類を持ってきておりませんが、金額につきましては、一日で620円だったというふうに記憶してございます。この入院の給食料については、この手数料等については別でございまして、変わりはありません。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 質問の趣旨と若干違うのですけれども、私の聞いたのは、普通、今、条例も改正をしているわけですから、普通、使用料というのは、条例で決めるのが普通なのですよ。それで、備考欄に医師会と協定で準用すると書いているから、こういう決め方でよろしいのですかということを知っているのですよ。それと、医師会で準用しているのは、どんな種類のものがあるのですかということを知っております。

それから、給食費については、入院患者の給食費は1食幾らですかと。ですから、ここに実費と書いてありますけれども、実費ではなくて決まっているのであれば、金額が入ってくるはずなのだけれども、ということを知っているのです。

それから、病衣については42円だか、43円ということでございますので、それについても一日四十何円ですよということで、実費ではなくて金額を入れるのが本当ではないかということを知っているのです。

以上です。

○議長（山崎数彦君） わかりましたか。

加津市立病院事務長。

○市立病院事務長（加津武君） 済みません。

医師会の協定につきましては、先ほど申し上げましたように、大変申しわけございません、準用はどのような基準になっているかということにつきましては、済みません、調べてございません。

○議長（山崎数彦君） その分は、この別表1以外のものの料金のものについて今聞いているのだよ。これ以外のものについては、医師会の料金を使うのですかということを知っている

のですよね。それはどういうものがあるかということですよ。わかりますか。

暫時休憩いたします。

午後 1時31分 休憩

午後 1時42分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

理事者答弁、加津市立病院事務長。

○市立病院事務長（加津武君） 大変失礼いたしました。

最初の医師会協定料金につきましては、今現在、病院に照会しているところですが、まだ具体的なものはちょっと押さえておりませんが、ここに記入している以外で突発的なものがあったときに、そういった医師会の協定料金を準用するというふうに判断しております。改めてわかりましたら、後ほど御報告したいと思っております。

2番目につきまして、患者外給食料につきましては、これは先ほど申し上げましたように医師派遣に係る給食代の250円を現在徴収してございますけれども、これ以外の入院患者に係る給食費というものにつきましては、これは食事療養費ということで徴収しております、これとはまた別の徴収の仕方をしてございます。

また、一番最後のもう一つの御質問でありますけれども、病衣の関係につきましては実費ではなくて、きちんと金額で定めたほうがよいのではないかという御質問でございましたが、病衣の貸付料につきましては、現在、先ほど申し上げましたように42円で徴収しておりますけれども、この件につきましても、それぞれ消費税が上げれば上がるようになりますけれども、今後、流用的にまた変わることも考えられますので、あくまでもここでは実費ということで定めていきたいというふうに思っております。

そのほかにつきましては実費につきましてはの表示も、あわせて業者等の仕入価格等の変動等がございますので、そういったことも含めまして実費という形で表示させていただきました。

以上であります。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 1番目については、これからということでわかりました。

入院患者の給食費のことですけれども、今何か医療費の云々という話がありましたよね。ですけれども、入院患者の食費については、これ、たしか自己負担なはずなのです。そうすると、医療費と関係なく、あなたは1食幾らですからということで、清算するときに医療費の関係ではなくて自己負担だと思のですよ、僕は。ですから、先ほど来言うように、決まっているのであれば、患者さんのためにも実費ではなくて、例えば1食幾らですよとか、一日幾らですよと、そして、断るときには一日前に断ってくださいとか、こうなるのが普通でないかと私はそういう気がするのですよ。

それから、病衣の貸付料についたって、42円と決まっているのであれば、どうして実費になるのか。ということは、例えば入院した場合に、病院の病衣を必ず着なければだめなのか。それとも、私、42円も一日取られるのであれば、自分のもの持ってきますよということになるのか、そういう選択があるはずなのです。ですから、私は、実費ではなくて決まっているのであれば、そういう値段を書いて、当然、歌志内市立病院については、入院する場合に入院案内というのがあると思うのですけれども、そういうものを渡すとすれば、実費、実費では入院する人も困ると思うのですよ。その辺、もう一度、御答弁お願いしたいのですけれども。

○議長（山崎数彦君） 加津市立病院事務長。

○市立病院事務長（加津武君）　ここで表示しております実費ということは、先ほど言いました給食料につきましては、これは職員は今、食べておりませんが、あくまでも派遣医師にかかる分の実費というふうに定めてございます。

先ほど言われました入院患者さんの給食料につきましては、今現在、掲示板にきちんと一日幾らですということを表示して、定めて、皆さんにわかるように掲示板に、病院内に掲示で表示してございますし、また、病衣につきましても、ここでは実費とうたっておりますけれども、金額が幾らで、一日1枚42円で、そのほか必要に応じて徴収は今現在しておりませんが、あくまでも一日42円かかりますということで、掲示板にきちんと金額を入れて表示してございます。

○議長（山崎数彦君）　ほかにありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君）　先ほどの下水道にも似たような形の質問になってしまうのですが、三つほど聞きたいと思います。

今回、増税分を、もし、しない場合に、経営努力などで補うことはできないのか、こういったことは議論されたかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。

あと、ここ最近の各診断書などの状況はどうだったのか。毎年、ふえているのか、減っているのか、お聞きしたいと思います。

あと、三つ目ですけれども、今回の増税分でどれぐらいの増収を見込んでいるかということを知りたいと思います。

以上であります。

○議長（山崎数彦君）　加津市立病院事務長。

○市立病院事務長（加津武君）　お答えします。

一番目の増税しないで経営努力したのかという御質問でございますが、この件につきましては、今回、増額にかかる分としては、文書料から初め病衣貸付料まで、増税等かかるものについては約4万円ほど増になる予定でございます。

経営的には、さほど影響はございませんけれども、消費税今まで3%から上げてきたとおり、今回も8%に準じて上げていきたいというふうに思っております。

また、診断料につきましては、文書料につきましてはこれまで、平成24年度実績に基づきますと89件ございました。この数字については、毎年大体同じような数字で推移してございます。この増税についても、今後は約2万円ほど増になる予定でございますけれども、現在このような形で推移していくのかなというふうに思っております。

3番目の増収につきましては、先ほど申し上げましたように、全部の項目を増税にかかる分を入れますと、約4万円の増になる予定でございます。

○議長（山崎数彦君）　女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君）　今回の消費税で4万円分は必ず、診断書など欲しいという人に対しては負担になるということになってくると思うのですが、それについては病院側としてはどういうふうに考えているかお聞きしたいのですが、

○議長（山崎数彦君）　加津市立病院事務長。

○市立病院事務長（加津武君）　今回、上がることによって、文書料につきましては約2万円ほどだというふうに試算してございますけれども、この文書料の上がることにつきましては、今後、患者さん等につきまして、家族の方につきまして丁寧に御説明して、御理解を求めていく考えでございます。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 金額的には余り大きい数字ではないので、その辺、努力していただきたいという気持ちもなきにしもあらずで、今後、8%、10%になってくると、病院側の経費も、負担も多分多くなってくると思うのですよね。そのときに、病院側の経費をどうにかして抑えようとするときに、こういった診断書とかの金額ですよね、500円だか1,000円、2,000円、3,000円、こういったものは、多分、病院側で決めれる金額だと思うのですけれども、こういうものの値上がりにつながってくる懸念というのがあると思うのですけれども、その辺はどういうふうに捉えていますか。

○議長（山崎数彦君） 加津市立病院事務長。

○市立病院事務長（加津武君） 今後につきましては、本体の文書料のそれぞれ500円から3,000円までの幅がございますけれども、この件につきましては、大体、近隣に合わせた金額かなというふうに思っておりますけれども、これは大幅に500円から3,000円の間金額の文書料については、値上げするような考えは持ってございませんけれども、消費税が上がることによって、やはり改正はやむを得ないのかなというふうに思っておりますので、消費税分につきましては今後も改正していかねばならないというふうに考えてございます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 議案63号について討論したいと思います。

今議案は、消費税増税により、診断書や証明書にかかる消費税が患者負担となり、今後も10%への増税が患者に襲いかかってくるものになります。消費税増税が全て社会保障に充てられる保障がなく、収入の少ない人たちにとって重くのしかかる消費税は不公平税制であり、やめるべきだと思われま。

したがって、市立病院は、今後、今以上の増税で患者負担増を避けるべきであると思えます。したがって、今議案には反対いたしたいと思えます。

○議長（山崎数彦君） 反対する議員の発言がありますので、賛成する議員の発言を求めます。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） ただいまの議案第63号の条例改正について、賛成の立場で討論をいたします。

この市立病院使用料及び手数料の条例改定については、消費税増税についていろいろと議論をされた中、税と社会保障の一体改革として、平成26年4月1日から8%というのが決定されました。年金、医療など、社会保障の維持継続のために必要な財源となり得る処置であり、今後、軽減税率、給付などの検討もされておることから、この時期に条例制定し、国税の確保を図るべきものと考えますので賛成をいたします。

○議長（山崎数彦君） 賛否両論が出ましたので、これで討論を終わります。

これより、議案第63号について、起立により採決をいたします。

ただいまの議案に賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山崎数彦君） 起立多数であります。

したがって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

議案第64号

○議長（山崎数彦君） 日程第17 議案第64号歌志内市立養護老人ホーム条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第64号歌志内市立養護老人ホーム条例を廃止する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、歌志内市立中空知養護老人ホーム楽生園を社会福祉法人ほく志会に無償譲渡するため、歌志内市立養護老人ホーム条例を廃止しようとするものでございます。

定例会資料の17ページに要望書の写しを添付しておりますので、これに基づき、これまでの経緯を含め御説明させていただきます。

現在の楽生園は平成9年に完成し、築16年が経過した建物でございます。老人福祉法に基づき、常時の介護の必要はないが、心身及び経済的な理由などから居宅における生活が困難な65歳以上の高齢者を養護するための施設であります。

また、本年度からは、介護保険法に基づく特定施設入居者生活介護サービス事業等を手がけており、ADLが低下しても介護保険サービスを利用しながら引き続き同施設に入所できるようになりました。平成18年より、ほく志会を指定管理者として施設運営を行っておりますが、本年7月に施設譲渡に関する要望書が提出されております。

要望では、平成9年の建築から16年が経過し、陸屋根の防水工事など、建物、設備の一部改修が必要となってきており、入所の方々が安全に安心して快適な生活と養護、介護を受けられる状態を維持するには5,000万円以上の資金が必要になる事態が想定され、譲渡後に大規模改修事業をほく志会の負担で実施し、あわせて本年4月から事業を開始している特定施設入居者生活介護事業所の事業を継続し、ほく志会が責任を持って地元高齢者福祉への参画と、サービス向上を図り、地元への貢献を目指したいというものであります。

市としましても、譲渡により楽生園を利用する本市の高齢者へのサービス向上をもたらすものと考え検討を進めてきたところであります。中長期的視野で楽生園の施設を見た場合、今後は経年劣化による施設改修や各種備品類の修繕や交換が発生することは明らかであり、社会福祉法人ほく志会に要望どおり養護老人ホーム楽生園を譲渡することは、本市における財政的な負担軽減、また、ほく志会の自主性並びに独自性の構築、利用者へのサービス向上に寄与するものと判断し、ほく志会に無償譲渡するため本条例を廃止しようとするものでございます。

また、この条例の廃止に伴い、関連する議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用または廃止に関する条例と関連しておりますので、附則により改正するものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市立養護老人ホーム条例を廃止する条例。

歌志内市立養護老人ホーム条例（平成17年条例第18号）は、廃止する。

附則に参りますので、定例会資料の15ページとあわせてごらん願います。

附則第1項は、施行期日でございます。この条例は、平成26年4月1日から施行する。

第2項は、議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用、または廃止に関する条例の一部改

正でございます。

議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用、または廃止に関する条例（昭和39年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第25号までを1号ずつ繰り上げる。

本条例の施行に伴い、重要な公の施設の名称から、養護老人ホームが削除されることから、号数を1号ずつ繰り上げるものであります。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 1件だけ、聞きたいと思います。

完全に譲渡するというので、市から全部手が離れるということになると思うのですけれども、そういった場合に、運営状況だとかこういうものが全く、議会とかこういう場で提案されない状況になると思うのですけれども、それに対して、完全に手が離れるから、お金がかからないからということだけでそういうふうにするのか、どういうふうに市が考えているかをお聞きしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 施設譲渡後におきましても監査というのがございまして、養護老人ホーム特別施設につきましては空知振興局、また、訪問介護事業所につきましては中部広域連合というものからの監査がございまして、また、市としましても権限移譲の中で、ほく志会の運営については市のほうからも監査を毎年実施するということになりますので、またその中で、いろいろな情報等も市からのほうも提供しながら、市の何らかの関与というのは継続するというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

梶敏さん。

○1番（梶敏君） 楽生園のことについてお伺いをしますけれども、この長年の間、官営の施設から民間の協力を得られた施設へとなくなっていきまして、この時代の変わり目の中よくやっていたらいるなど、こう思っているところでもあります。

資料によると、土地の部分が無償貸与となっているわけですが、これちょっとまた提案をされておられないのですけれども、何年ぐらい無償貸与をするのか。また、その土地代が幾らぐらいかかるところなのか、価値の問題ですね、その辺のところは話し合いをされていると思うのですけれども、そのことをお伺いをしたいと思いますし、また、いずれかの時点と申しますか、市でつくってきた楽生園が民間で多くの方に喜ばれて施設運営をしていかれると思えますけれども、その中で、ある意味では、時代の流れの中で経営を譲渡しなければならないことになるよと。そんなときに、何年まで、うちの時点までは経営譲渡はできないよとか、その辺のところのお話を伺いをしたいと思いますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 土地につきましては、市の条例に基づきまして無償貸与ということで考えてございます。

ただ、期間につきましては、施設がほく志会のほうで楽生園を運営している間の期間ということで考えております。

また、最後のほうの施設運営に関する部分では、楽生園のほうでは、これまでも指定管理の

中で8年間実施してきております。今後におきましても、変わらない経営運営ということで実施していくということでお話をいただいておりますので、市としましても、その要望書にございますとおり、今後の運営について、内容を見まして、今後についても安定運営をしていただけるというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 梶敏さん。

○1番（梶敏君） 長年、楽生園が市の施設として、本当に市民の皆さん、また施設利用者の皆さんの期待を担ってやってきていただいております。なおかつ、この時期に民間の方が、これまでも民間主導でやってきたわけでありましてけれども、そこでなおかつ、この時代に合わせた経営をしていく。また、多くの方々の雇用をされておりますし、また、入所者もだんだん時代に合った処遇もされているというふうに伺っていますから、この中で楽しく過ごされているものと思っております。でありますから、先ほどよく聞こえなかったのですけれども、土地の無償貸与の部分につきましては、もう1回お話をさせていただきたいと思っております。

それから、ある意味では……。

○議長（山崎数彦君） 梶議員に申しますけれども、今、条例を廃止する部分のやつで、土地の無償貸与とかそういう部分は、別な部分で、次回にしてください。

ほかにありませんか。

原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 今の前の女鹿議員の答弁に対して、ちょっと質問をしたいと思っております。

女鹿議員が質問した答弁の中で、監査があるからいいのだというような趣旨だと思うのです。それで、この監査というのは、誰がどの時点でやるのか。それから、この監査を恐らく毎年やるのだと思うのですけれども、どういう法律で、誰が監査をしなければならないのかということが決まっているのか。それから、監査の内容なののですけれども、監査は数字だけ監査するのか、あるいは運営についても監査をするのか、その辺をお伺いしたいと思うのですけれども。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 先ほど、済みません、少し足りなかったかと思っております。

譲渡後の市の関与ということでは、社会福祉法人として、事業内容、定款の変更の届け出義務を初め、毎年、市に対して年間の事業運営、会計などは、全般にわたる報告義務があります。また、市は法人に対しまして指導監査をする義務があり、今後も法人が事業を続ける限り市の関与はなくなるということでございます。

また、利用者からの要望や意見があった場合は、ほく志会に対して情報提供をするということでは、今後も関係は継続されるのかなというふうに考えております。

また、この法人に対する監査につきましては、第二次一括法といたしまして、地域の自立性を高めるための、改革の推進を図るための関係法律というのがございまして、これが平成23年8月30日に公布されまして、24年4月1日より社会福祉法に基づく社会福祉法人の認可、指導監査の権限が北海道のほうから市のほうに委譲されておりますので、これにつきましては、保健福祉課の職員が、市の監査の範囲の部分では出向きまして法人監査をするということになってございます。今年度につきましても、既に1回実施しているところでございます。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 今まで指定管理者でやっていたので、指定管理者でやっていたから市

に、これは協定で毎年報告しなければならないというようなことがうたっているのだと思うのですよ。ですから、毎年、どんな書類が来るかちょっとわかりませんが、一年間はこういって運営してきましたよということで、協定書でうたっているから来るのだと思うのですよ。

それで、もしこれが、先ほど女鹿議員が言ったように離れた場合に、自治体が監査をするような話ですけれども、これ、何の法律で、例えば、ほく志会に施設を譲渡した場合に、自治体がそれまで監査をする権限があるのか。それは法律のどこで、どういう法律で決まっているのか、その辺ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 先ほども申し上げたのですが、権限委譲というのがございまして、これまでは北海道が各社会福祉法人に対して監査を行っていたものなのですが、これが第二次一括法の中で市のほうに権限委譲されております。したがって、市としましては、市内にある社会福祉法人に対しまして監査をするということが決められましたので、ほく志会のみならず、例えば社会福祉協議会の社会福祉法人ですとか、そういうところにも市のほうで監査を行うと。事業内容とか、先ほどの定款の変更だとか、その辺についての部分を監査することになったものでございます。

なお、老人ホームの運営というものは、これまでどおり北海道が監査をやるところでございまして、市のほうに権限委譲になったものは、あくまでも社会福祉法人の部分の内容の監査ということでございます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） ちょっと、時系について説明をお願いしたいのですけれども。

ことしの7月に、ほく志会から譲渡してくれという要望書がありましたという説明で、それから今回こういう提案があったのですけれども、その間に不動産鑑定が行われていますよね。この鑑定の内容が、我々はちょっと素人で計り知れないところがあるのですけれども、この価値が高い値段で出てきたら、今回は最終的に情報収集すると1万円程度ということだったので、高い値段で出てきたら、この施設譲渡に対して無償を考える前に有償というようなことも考えられたのですか。その辺はどうかですか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保険福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） このたびの要望書が無償譲渡というふうな要望書でございました。ただ、内容が、楽生園自体が築16年ということでございまして、実際的に有償譲渡を視野に入れた場合に、その施設の価値というものがどれぐらいなのかというところで不動産鑑定の必要があるという検討委員会の中でもお話が出ましたので、その中で、一応、不動産鑑定をしたものでございます。

有償も視野というところではございますけれども、このたびにつきましては要望書が無償譲渡でありますので、無償譲渡の前提に立った中での検討ということでございました。

以上です。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則により、所管の行政常任委員会に付託の上、会期中の審査に付

することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第64号については、所管の行政常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定いたしました。

10分間休憩いたします。

午後 2時17分 休憩

午後 2時26分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

議 案 第 6 6 号

○議長（山崎数彦君） 日程第18 議案第66号財産の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第66号財産の処分について御提案申し上げます。

下記により、建物を無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、譲渡する建物の概要。

名称、歌志内市立中空知養護老人ホーム楽生園。

所在地、歌志内市字文珠244番地2、250番地、253番地18。

構造、鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺2階建。

面積、3,793.85平方メートル。

2、譲渡の相手方。

歌志内市字文珠244番地2。

社会福祉法人ほく志会理事長、佐藤秀則。

3、譲渡予定日。

平成26年4月1日。

提案理由は、歌志内市立中空知養護老人ホーム楽生園について、同施設の指定管理者である社会福祉法人ほく志会に対し、建物を無償譲渡するため、法令の定めるところにより、議会の議決を得ようとするものでございます。

本譲渡施設につきましては、平成9年10月に完成し、同年11月から歌志内市立中空知養護老人ホーム楽生園として、老人福祉法第15条第3項の規定に基づき、常時の介護の必要はないが心身及び経済的な理由などから、居宅における生活が困難な65歳以上の高齢者を養護することを目的に設置した施設であります。

また、本年4月1日から介護保険法第8条第11項及び同法第8条の2第11項に基づく特定施設入所者生活介護サービス事業及び介護予防特定施設入所者生活介護サービス事業を行っており、入所者のADL、日常生活動作が低下しても介護保険サービスを利用しながら引き続き施設入所が可能な施設となっております。

なお、平成17年度までの市直営での管理運営を経て、さらに効果的、かつ効率的な施設運営を目指し、平成18年度から社会福祉法人ほく志会が指定管理者として施設の管理代行を行っていましたが、本年7月に同会より施設の無償譲渡に関する要望書の提出がありました。

施設建物は、築16年が経過し、今後、陸屋根の防水工事やボイラー交換工事など大規模改修工事を初め修繕工事等の増加が見込まれております。

また、施設建設事業費約16億円に対し、建物の積算価格、評価額がどの程度のものか不明であることから、不動産鑑定士にその調査を依頼したところ、原価法による積算価格は4億530万円との評価を受けました。

さらに、財産価値は、収益性についても評価額が大きく影響することから、養護老人ホームとして特殊な建物で、他に転用することは困難であることを前提として、過去3年間の決算報告、今後予想される改修工事等を検討した結果、収益還元法による収益価格については1万円の評価額となりました。このように、原価法による価格と収益還元法による価格では大幅な階差が生じましたが、不動産鑑定士は、建物の収益性を重視し、最終的な不動産鑑定評価額として収益還元法を採用し、1万円としたところであります。

これらの経緯を含め、庁内において検討した結果、かかる鑑定評価額を妥当なものを受けとめ、加えて、築16年が経過した施設において、今後、経年劣化による施設改修工事や各種備品類の修繕、交換が増加することは明白であり、同会へ施設を無償譲渡することは、財政的な後年次負担の軽減、さらには同会への自主性・独自性の構築、並びに利用者へのサービスの向上に寄与するものと判断し、要望書どおり、ほく志会に建物を無償譲渡しようとするものであります。

なお、建物の平面図につきましては、定例会資料の19ページから20ページにございますので、お目通しいただきたいと存じます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則により、所管の行政常任委員会に付託の上、会期中の審査に付することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第66号については、所管の行政常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定いたしました。

議 案 第 6 7 号

○議長（山崎数彦君） 日程第19 議案第67号指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第67号指定管理者の指定について御提案申し上げます。

次のとおり歌志内市老人福祉センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

- 1、公の施設の名称、歌志内市老人福祉センター。
- 2、指定管理者となる団体の名称、歌志内市シルバーセンター。
- 3、指定管理者となる団体の所在、歌志内市字神威178番地1。
- 4、指定の期間、平成26年4月1日から平成29年3月31日まで。

提案理由は、歌志内市老人福祉センターにおける管理運営を効果的かつ効率的に行わせるため、指定管理者を指定しようとするものでございます。

このたびの提案は、歌志内市老人福祉センターにおける管理運営を効果的かつ効率的に行わせるため、管理者の指定につきまして、歌志内市老人福祉センター条例第4条第1項及び地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

今回の指定管理者は、歌志内市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の定めにより、募集要項等を定め、条例第5条第1項第1号の当該施設の性格、規模及び機能により公募することが適さないものと判断し、歌志内市シルバーセンターを公募によらない指定管理者の候補者として選定をいたしました。

今回の指定管理者の選定に当たりましては、公募によらない指定管理者の候補者の選定の手続であることから、歌志内市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第5条に基づき、選定委員会の開催を不要とするところでありますが、審査の客観性・公平性を確保するため、選定委員会を開催し広く意見を求めたところであります。

選定委員会では、申請書と一緒に提出された事業計画書、収支計画書の確認を行い、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上、施設の効用が最大限に発揮されるか、施設管理能力等指定手続条例第4条に定める選定方法等に基づき審議をしていただき、選定されたものでございます。

なお、指定管理者の概要、事業計画等につきましては、定例会資料の21ページから25ページにございますので、お目通しいただきたいと存じます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 今回の提案について質疑をいたします。

まず、提案理由の中に、管理運営を効果的かつ効率的に行わせるため指定管理者を指定しますと、こういうことになっております。

そこで、資料の6、21ページの3の設立目的、ちょっと読んだら長くなりますけれども、定年退職後等において雇用関係でない何らかの就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって追加的な収入を得るとともに、みずからの生きがいの充実や社会云々とうございます。

そして、次の事業を行うと、1、2、3、4、5とあります。そのほかに、23ページの資料

（4）施設の管理経費の縮減のための方策、①管理経費の縮減について、老人福祉センターの運営に関しましては、シルバーセンターの事務局と老人福祉センターの事務室を一体化して管理することにより、管理経費（人件費）の節減を行い、当センターの運営を安定させるとともに、施設管理に当センターの会員を充て、管理業務の効率化を図ってまいりますと、いろいろ書いてあります。余りあっちもこっちもいったら長くなりますので、これによりまして若干質問をさせていただきます。

今、私が申し上げた設立目的、あるいは管理経費の縮減等についての中から質問になると思いますけれども、今の運営状況からいきますと、どちらもシルバーセンターなのですが、管理業務とそれから運営業務というのですか、管理業務と云ったら、たしか窓口で受け付けするのが管理で、施設の中を管理するというのかな、そういう業務でないかと私は思うのです。

それから、もう一つは、運営業務というのは、会員さんがいて、除雪したり草刈りしたり、そういうのが運営業務ではないかという気がするのですよ。それで、先ほど言いましたように、例えば設立目的であれば、ほとんどが運営業務のほうを言っているのだと思うのです。

それから、23ページの管理経費の縮減についても、両方一緒にやったほうがいいのかから節減になるよと、こういうことだと思うのですよ。

それで、25ページの収支計画書の指定管理料、26年度ですね、269万8,000円、指定管理料、それと、どうも私、不思議でしょうがないのですけれども、運営業務の中に、たしか補助金だと思うのですけれども170万円、25年度の予算で補助金を出しているはずなのですよ。間違ったら指摘をしてください。それで、これを足すと439万8,000円の、要するに歌志内シルバーセンターにお金を出しているという格好になると思うのです。

そうしますと、先ほど言いましたように、本当にここの事業計画書の中で言っている、23ページの管理経費の縮減になっているのかという疑問が出てまいります。それで、既に御承知のことだと思いますけれども、指定管理の前の直営でやっていた場合には、シルバーセンターを管理運営するのに、たしか340万円ぐらいしかかかっているはずなのですよ。それが、今、指定管理にした場合に、先ほど言いましたように439万8,000円もかかっていると。これ何ぞやということで、それであれば、この資料の事業計画というのは本当なのか。これを真剣に討議をしたいと、私はそう思います。

それからもう一つ、収支計画書、利用料の中に年間5万5,000円、確かにこの事業計画書の中には、神威町内会と云々ということが、二、三箇所出てきております。そうすると、利用料5万5,000円というのは、町内会のほかに老人クラブが利用したとか、いろいろあると思うのですよね。そのために管理人を置いているのだと思うのですよ。それで、本当に5万5,000円なのかと、町内会からの使用料は取っていないのかと、そういうふうに思わざるを得ません。

それで、大きな問題なのですけれども、本当にこれを指定管理者にして、本当に管理経費の縮減になっているのか。あるいは、なぜ、このシルバーセンターをわざわざ指定管理者にして指定管理料と、先ほど言いました補助金約440万円、なぜ払わなければならないのか。一緒にしたらできないのか。実際に、事務室も違う、電話も違う、あそこの中で、そういう管理でよろしいのか。その辺を詳細に答弁をお願いいたします。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） まず、シルバーセンターと老人福祉センターの部分で、今回につきましては、シルバーセンターの指定管理ということでございます。

先ほどの直営のときの費用というのがございましたが、平成22年度のときの直営のときの支出予算といいますのが284万3,509円と、そのときの施設使用料の収入というのが12万90円でしたので、経費とすれば372万3,419円というのが直営時の金額でございます。

その後、23年、24年と指定管理になりまして、指定管理料としましては、23年度に305万2,000円、24年度に303万5,000円、そして今年度は309万1,000円

ということでございますので、費用的には直営のときよりも指定管理料としての部分のほうが低いというもので認識しております。

また、シルバーセンターにつきましては、シルバーセンター独自の事業としまして、先ほど御指摘ありましたとおり、設立運営の中の趣旨の中で、高齢者の方の社会参加ということで、会員様がそれぞれ市内での草刈りですとか除雪ですとか、そういうものを事業として行う生きがいづくりの場として、シルバーセンターのほうに170万円ほどの補助金を出しております。

これにつきましては、シルバーセンターに、このたび指定管理するわけでございますけれども、シルバーセンターと老人福祉センターの運営がイコールという捉まえ方につきましては、私どものほうも別々なものとして考えてございます。

また、経費節減というか、効率的な運営というところでございますが、具体的な経費節減というのは示されておりませんが、事務局を一体的に管理することによりまして、効率的な管理というのが行えるというのも考えられます。例えば、外回りの管理ですとか、外出時には利用者からの電話等の対応というのも効率的な運営になるのではないかなというふうに考えております。

管理経費の縮減というところでは、先ほど申し上げましたとおり直営のときと比べましても、現在、指定管理料として行っている部分で、かなり経費的には節減になっているのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 私は、縮減になっていないという考え方なのです。それと、今の答弁では、運営と管理は別に考えていると、こういう答弁なのですよね。だけれども、実際には、歌志内市のシルバーセンターを指定管理するわけですよ。そうすると、シルバーセンターの中では、管理業務もあるでしょうし、それからさっき言ったように、運営になるのかどうなのか、私は言葉がちよっとわかりませんが、従業員がいて何ほかでも働いて運営費を管理していますよと。それで、両方を足して、歌志内市のシルバーセンターを指定管理にするわけですから、なぜ二つに分けなければならないのか。一つにして、そして指定管理料を出せば、私はそれでいいのではないかという気がするのですよ。なぜ、担当者のほうで、こっちはこっちだよ、こっちはこっちだよと、なぜ最初から二つに分けなければならないのか。それであれば、名前はどうか知らないけれども、それぞれ指定管理者にしたらどうですか。なぜ分けなければならないのか。その辺が、どうも私には理解できないのですよ。

それから、先ほど言いましたように、神威町内会も使っておりますけれども、神威町内会の使用料は無料なのか、有料なのか。私は、5万5,000円というのは、恐らくここでいう使用目的や何かありますよね。老人クラブ云々とか、何とかかんとかって。その中の使用料ではないかという気がするのですよ。これは私、見たわけでも何でもありませんから、ですけれども5万5,000円なんていうのは考えられないですよ。

それからもう一つは、やはり公平にしなければならないと思うのですけれども、そうすると、なぜ中村の生活館だったかな、生活館は町内で管理しているはずなのですよ。それ、なぜ老人福祉センターだけが、こういう市から、先ほど申しましたように、440万円も出して指定管理にしなければならないのか。やはり、片方は片方、片方は片方でなくて、そういう施設であれば、当然、平等に扱うというような考え方にならなかったのか。最初、一番先にやったのは3年前ですから、そのとき、私は、こういうシルバーセンターを指定管理にするといった

ら、こういう格好になるとは思わなかったのですよ。二つに。一つになって、あそこのシルバーセンターが老人福祉センターを管理すると思っていたのですよ。ところが話を聞いてみると、全く違うと。こういうことで、本当に指定管理者にしているのか。それであれば、直営でやったほうがいいのか。

それから、ここにも書いてありますけれども、何でわざわざ電話、私よくシルバーセンターを利用させていただきませうけれども、電話かけたら必ず、今つなぎますから少々お待ちくださいと言って、先に管理棟が出て、次に作業場が出て、女の人が出て対応してくれるのですけれども、なぜそんな無駄な、私に言わせれば無駄だと思うのですけれども、そういう管理をして、そういう指定管理制度というのですか、そういうことをやっているのか。もう少し親切な御答弁をいただきたいと思うのですけれども。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 使用料の計画の中で、使用料について5万5,000円というのは少ないのではないかとこの部分でございますが、使用料については平成22年の段階で収入が2万6,020円でございます。その後、23年、24年と葬儀が何件かございましたので、23年度については16万3,590円、24年度については15万1,840円と。そして、25年度については、現在のところ6万4,250円と、葬儀がございませうし、今後についてもちょっと見込んでおりませうので、このぐらいの金額かなというふうに考えておりました、26年度以降につきましても5万5,000円という見込みの中で、一応、収入については立ててございます。

それと、なぜ分けないで一緒に指定管理ということができないのだということでございますが、あくまでもシルバーセンターの部分の事業と老人福祉センターの管理運営業務とっておりますけれども、そのシルバーセンターを管理しながら運営していくという部分での費用というのは、シルバーセンターにつきましては、会員さんが営業の中で、事業所とそれぞれ契約しながら、先ほど言ったように草刈りと除雪を行いながらシルバーセンター自体を運営しているというものでございます。

片や、老人福祉センターというのは、あくまでも建物を利用者の方に利用していただいて問題なく運営していただくという部分でございますので、指定管理料もシルバーセンターの運営にかかる経費として、指定管理料として支払っておりますし、シルバーセンターを運営、経営していく中で、どうしても不足する部分がございますので、その不足する部分を補助しているというのがシルバーセンターへの補助金でありますので、何とぞその辺については御理解いただきながら考えていただきたいというふうに思います。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 私は、使用料を主に言っているのではない、ついでに言っただけなので。福祉センターそのものを、シルバーセンターに指定管理者として出すのに、なぜ二つに分けなければならないのと、一つではできないのかと、それを主に質問をしているのですよ。

それと、ついでにと言ったら悪いですが、みんな各町内会でも改良住宅の町内会でもそうですけれども、改良住宅にそれぞれ市で集会所をつくっていただいておりますよ。みんな町内会で使用料を払っているわけですよ。金額は違いますけれども、建設課長に聞いたらわかると思いますけれども、それぞれみんな町内会館を持っていて、町内会館は町内会館で本当に苦しいやりくりをして使用料を払っているわけですよ。

そうすると、老人福祉センターを、なぜ、答弁ないからわからないのですけれども、確かに神威町内会は使っていますよ。使っていますけれども、使用料も取っているのか取っていない

のか、答弁ないからわかりませんが、それも一つです。

だけれども、私の言うのは、四百何十万円もかけて老人福祉センターを、シルバーセンターを二つに分けて、なぜ指定管理に出さなければならないのか。やりようによっては、やりようによってはというより、市で指定管理者を出すのであれば、こうこうやってくださいと、何ぼでやってくれますかと、これで終わるのではないですか。なぜ、市で指定管理者出すのにわざわざ、こっちはこっち、こっちはこっち、二つでやってください。そのかわり、一つは補助金で出しますよと、一つは指定管理料で出しますよと。補助金で出そうと指定管理者で出そうと同じですけども、どちらか一つでまとめて、例えば指定管理料で全部賄うように出しますよとかということで、市で指定管理に出すときに、そういう協定を結べばいいのではないですか。なぜ二つでやるのか、私は全く理解できません。

そういうことで、答弁できるのならしてもらおうし、答弁できないのなら答弁要りません。よろしくをお願いします。

○議長（山崎数彦君） 暫時休憩いたします。

午後 2時59分 休憩

午後 3時01分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 現在、分けていない理由につきましては、老人福祉センターについては指定管理ということで管理運営を行って、その施設の維持経費にかかる費用についてを指定管理料として、それらの維持経費についてを見ながら指定管理料として支払っております。

また、シルバーセンターにつきましては、その事業の実施に伴うそれらの事業について見ながら、補助金として不足分ということで出しているということですので、性格上は、やはりシルバーセンターと老人福祉センターの管理運営というところでは、性格上違うということで認識しておりますので、このように分けて支出しているということですので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 今、質疑の中で、シルバーセンターと老人福祉センターは別物だよということで、指定管理と補助金という部分に分かれているということなのですけども、この資料によりますと、福祉センターの収支計画書は出ているのですけれども、これを指定管理しようとするシルバーセンターの計画書もあってしかるべきかなと思うのですけれども、その補助金が170万円が出されているということですけども、その収支はどのようになっているのか。これが老人福祉センターの収支にどこか重なる部分があるのか、その辺もちょっと示す必要があるのではないかと思うのですけれども、いかがか。

それと、組織図の中に、理事長1名、営業部長1名、事務开拓員1名と、そのほかに賃金雇用が2名ということで、老人福祉センターに配置されているということですけども、この人件費支出の中の賃金、これを見ますと、人数的に書いているのは3人で、そのほかに書かれている賃金その他は、どういう割合で支給されているのか、その辺もちょっと教えてください。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） シルバーセンターの予算については、添付はしておりません

が、シルバーセンターの収入としましては、先ほどから言っておりますとおり、これは25年度ですけれども172万8,000円の市の補助金、そのほか事業収入として426万1,000円、会員の会費として1万2,000円、繰越金等が70万8,000円ほどありまして、大体総事業費としては671万1,000円の事業費となっております。

そのほか、支出につきましては、人件費として266万4,000円、そのほか管理運営経費として119万5,000円ほどかかっておりまして、そのほか事業費として246万5,000円、予備費として38万7,000円を計上しながら、収入と同額の671万1,000円の事業費ということになってございます。

それと、老人福祉センターの人件費のほうなのですが、計画書の中に載っております賃金につきましては、2名分の賃金であります。この中で、管理運営を行うというところでは、シルバーセンターの開拓営業員が一人いますので、老人福祉センターの勤務体制的には開拓事務員1名と賃金雇用2名の3名で行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 会計は別だよということなのですが、同じ部屋で執務をしているという可能性を考えると、例えば、この事業費支出の中で燃料費、LPガスとか灯油、これは同じ部屋にいたのであれば同じ消費ができるのではないかと思うし、水道光熱、それから修繕なんか、これは機械があればまた別なのかもしれないのですが、こういうことも共同で使っている部屋で共同の暖房費であれば、半分はできるのかなというふうにも考えるのですが、あくまでも別支出に考えているということですか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） あくまでも別支出ということで考えております。

ただ、今後の経費の節減の中でも、その辺については人件費のところだけではなくて、まだまだ運営の中で経費節減できる部分については考えていくということで話しております。

以上です。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第67号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 6 8 号

○議長（山崎数彦君） 日程第20 議案第68号空知中部広域連合の規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君）　－登壇－

議案第68号空知中部広域連合規約の変更について、御提案申し上げます。

提案理由は、老人保健医療制度終了後5年が経過し、今後新たな事務が生じないこと、また、地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）が施行されたことに伴い、空知中部広域連合が実施する事業等の一部について改正するため、空知中部広域連合規約の変更について、地方自治法第291条の11の規定により議決を得ようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

空知中部広域連合規約の一部を変更する規約。

空知中部広域連合規約（平成10年7月6日市町村第784号指令）の一部を次のように変更する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の26ページをごらん願います。

第4条第6号を削り、同条第7号を同条第6号とし、同条第8号を同条第7号とし、同条第9号中「障害程度区分審査会」を「障害支援区分審査会」に改め、同号を同条第8号とする。

これは、第4条広域連合の処理する事務の規定について、老人保健医療制度終了後5年が経過し、今後、新たな事務が生じないため、広域連合が処理する事務から老人保健事業に関するものを削除し、それによる号の繰り上げを行うとともに、地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、審査会の名称を「障害支援区分審査会」へ変更しようとするものでございます。

第5条第6号を削り、同条第7号を同条第6号とし、同条第8号を同条第7号とし、同条第9号中「障害程度区分審査会」を「障害支援区分審査会」に改め、同号を同条第8号とし、同条第10号を同条第9号とする。

これは、第5条広域連合の作成する広域計画の項目の規定について、第4条と同様の変更を行おうとするものでございます。

別表第2項第6号を削り、同項第7号中「第4条第7号」を「第4条第6号」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号中「第4条第8号」を「第4条第7号」に改め、同号を同項第7号とし、同項第9号中「障害程度区分審査会」を「障害支援区分審査会」に、「第4条第9号」を「第4条第8号」に改め、同号を同項第8号とする。

これは、別表に規定する広域連合の経費の支弁の方法について、第4条を変更することに伴い、同様の変更を行おうとするものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君）　これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君）　討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第68号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

議案第69号から議案第70号まで

○議長（山崎数彦君） 日程第21 議案第69号及び日程第22 議案第70号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第69号と議案第70号の補正予算について、一括御提案申し上げます。

なお、事項別明細書については、財政課長から御説明いたします。

議案第69号平成25年度歌志内市一般会計補正予算（第5号）。

平成25年度歌志内市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,532万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億4,586万9,000円とする。

2項は、省略いたします。

（債務負担行為の補正）。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

3ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正。

1、追加。

事項、老人福祉センター指定管理料。

期間、平成26年度より至る平成28年度。

限度額、指定管理者と各年度において締結する年度協定書第3条に定める額。

これは、老人福祉センターを平成26年4月1日から平成29年3月31日まで3年間、歌志内市シルバーセンターに管理委託するための予算措置であります。

次に、議案第70号に参ります。

議案第70号平成25年度歌志内市営公共下水道特別会計補正予算（第2号）。

平成25年度歌志内市営公共下水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,348万1,000円とする。

2項は、省略いたします。

以上で、議案第69号と議案第70号の補正予算について、一括御提案申し上げます。

事項別明細書については、財政課長から御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） 森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） それでは、一般会計補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、6ページをお開き願います。

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書。

歳入。

2款総務費1項総務管理費10目代替輸送関連事業費22節補償、補填及び賠償金9万6,000円の増額補正は、平成25年度代替輸送バス運行経費補償金の確定に伴う増であります。

次に、2項徴税费2目賦課徴収費13節委託料55万5,000円の増額補正は、個人市・道民税制度改正に伴う電算システム改修委託料の増であります。

次に3款民生費1項社会福祉費3目障害者福祉費9節旅費3万8,000円の増額補正は、障害程度区分認定調査に伴う旅費の増であります。

20節扶助費1,641万7,000円の増額補正の内訳は、障害福祉サービス給付事業の増が1,627万2,000円で、それぞれ受給者数の増や利用時間の増加に伴うものですが、居宅介護と同行援護には過疎地域に係る特別地域加算の未請求分49万8,000円が含まれております。また、福祉灯油助成事業では、重度身体障害者世帯29世帯分14万5,000円を計上しております。

本事業について御説明いたしますので、定例会資料28ページをお開き願います。

歌志内市高齢者世帯等福祉灯油代助成事業の概要であります。

事業目的は、高齢者世帯等に暖房用灯油代の一部を助成し、在宅福祉の向上を図ろうとするものであり、助成対象世帯は、平成26年1月1日現在、当市の住民基本台帳に登録されている市民税非課税世帯のうち、次のいずれかに該当する在宅世帯であります。

(1)として、高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成される世帯。

(2)として、重度身体障害者世帯とは、身体障害者手帳の1級、または2級に該当する世帯。

(3)として、母子・父子世帯とは、配偶者のいない者が18歳以下の児童を扶養している世帯で、現に当該児童と同居している世帯であります。

助成額は、1世帯当たり5,000円であります。

6ページに戻りまして、4目国民年金費13節委託料29万4,000円の増額補正は、国民年金制度改正に伴う電算システム改修委託料の増であります。

次に、2項老人福祉費1目老人福祉事業費12節役務費14万3,000円の増額補正は、緊急通報装置3台分の設置等手数料の増であります。

9ページをお開き願います。

20節扶助費216万円の増額補正は、福祉灯油助成事業で、高齢者世帯432世帯分であります。

次に、4項1目とも母子福祉費20節扶助費18万円の増額補正は、福祉灯油助成事業で、母子・父子世帯36世帯分であります。

次に、5項児童福祉費3目保育所費13節委託料69万3,000円の増額補正は、入所者の年齢区分変更に伴う広域入所保育委託料の増であります。

次に、4款衛生費2項清掃費2目ごみ処理費25節積立金5,132万6,000円の増額補正は、東光最終処分場閉鎖基金積立金で、処分場旧所有者の株式会社エコバレー歌志内から寄附金を受け、将来の閉鎖費用に充てるため積み立てをするものであります。

次に、7款1項とも商工費、2目産炭地振興対策費19節負担金補助及び交付金3,960万円の増額補正は、新産業等創造事業助成金の増であり、歳入の諸収入において同額を予算措置しております。

定例会資料29ページから42ページに、助成事業の概要、事業者からの申請書等を掲載しておりますので、あわせて御参照願います。

助成金の事業名は、高周波基本波タイプ水晶デバイスの開発事業で、申請者は、市内字文珠、株式会社ソラチ・クォーツでございます。

同社は、無線機器やテレビ、携帯電話などに使用されている水晶フィルター及び水晶振動子など、いわゆる水晶デバイスの生産、販売を行っておりますが、近年、顧客からの要求は、より低雑音化が可能となる高周波で、特性のよい基本波による水晶デバイスへと変化してきているため、このたび道立工業技術センター等の指導を受け、これらの生産技術を確立できたことから、部品組立工程における量産設備を導入しようとするものであります。これにより、品質の優れた水晶デバイスの量産が可能となり、経営の安定化に資するとともに、今後の事業拡大に結びつくものであります。

雇用面においては、今後5年間で6名の新規採用を計画しており、経営面においては、2年目で売り上げ3,195万円、3年目で8,100万円、4年目以降は1億円以上を見込んでおります。

事業費につきましては、機械・装置導入等6,238万7,000円で、助成申請額は税抜事業費の3分の2の3,960万円であります。

なお、資料の29ページの助成事業の概要と、30ページの助成金交付決定通知書、31ページ以降の助成金交付申請書との助成金の額の相違につきましては、申請書受理後に購入する設備機器に変更が生じたことにより減額となったものでありますので、御理解願います。

8ページに戻りまして、8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費11節需用費100万円の増額補正は、冬期間の凍上等による市道等舗装路面に係る維持補修費の増であります。

次に、4項都市計画費2目下水道費28節繰出金21万7,000円の増額補正は、市営公共下水道特別会計への繰出金ですので、その会計のところで御説明いたします。

10ページをお開き願います。

5項住宅費1目住宅管理費11節需用費300万円の増額補正は、市営住宅における経年劣化に伴う床落ち修繕及び雪害に伴う軒先破損修繕費の増であり、その内訳は、改良住宅が220万円、公営住宅が80万円であります。

19節負担金補助及び交付金51万6,000円の増額補正は、申請者の増に伴う住宅改修促進助成金の増であります。

次に、10款教育費1項教育総務費2目事務局費7節賃金37万9,000円の増額補正は、事務局職員の病気休暇に伴う事務補助員賃金であります。

次に、2項小学校費1目学校管理費7節賃金53万6,000円の増額補正は、用務員の臨時配置に伴う増であります。

次の12款公債費は、財源区分の変更であります。

次に、15款1項1目とも予備費817万9,000円の増額補正は、歳入歳出予算の調整によるものであります。

続きまして、事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、4ページをお開き願います。

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書。

歳入。

13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費負担金1節障害者自立支援給付費負担金813万6,000円の増額補正は、歳出の民生費で予算措置しました障害者福祉サービス給付事業に係るものであります。

次に、2項国庫補助金1目民生費補助金1節障害程度区分認定等事業費補助金1万9,000円の増額補正は、認定調査旅費に係るものであります。

5目総務費補助金1節地域の元気臨時交付金1,179万円の増額補正は、地域活性化等に資するために公共投資資金として交付され、衛生費の旧埋立処分場改修事業費に財源充当するものであります。

次に、3項委託金2目民生費委託金1節社会福祉費委託金29万4,000円の増額補正は、国民年金費電算委託料に係るものであります。

次に、14款道支出金1項道負担金1目民生費負担金1節障害者自立支援給付費負担金406万8,000円の増額補正は、国庫負担金と同様であります。

次に、16款1項とも寄附金5目衛生費寄附金1節清掃費寄附金5,132万6,000円の増額補正は、東光最終処分場閉鎖基金積立金積み立てに係る寄附金であります。

次に、17款1項とも繰入金3目過疎地域自立促進特別事業基金繰入金9万6,000円の増額補正は、代替輸送関連事業に係る繰り入れであります。

次に、18款1項1目とも繰越金1節前年度繰越金1,000万円の増額補正は、前年度繰越金の一部を予算計上するものであります。

次に、19款諸収入4項8目12節とも雑入3,960万円の増額補正は、歳出の商工費で御説明いたしました空知産炭地域振興助成金の増であります。

以上で、一般会計補正予算の説明を終わります。次に、議案第70号の補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、下水道の2ページをお開き願います。

市営公共下水道特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書。

歳出。

1款市営公共下水道事業費1項公共下水道事業費1目一般管理費2節給料21万7,000円の増額補正は、職員の昇格に伴う一般職級の増であります。

次の2款公債費は財源区分の変更であります。

続きまして、歳入について御説明いたします。

市営公共下水道特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書。

歳入。

3款1項とも繰入金1目1節とも一般会計繰入金、21万7,000円の増額補正は、歳入歳出予算の調整により、一般会計から繰り入れするものであります。

以上で、議案第69号と議案第70号の補正予算事項別明細書について説明を終わりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、議案第69号平成25年度歌志内市一般会計補正予算（第5号）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 順次、質問をさせていただきます。

まず、今回提案ありました予算書の様式が変わっております。そこで、歳入も歳出も同じなのですけれども、4ページ、5ページでちょっと質問をさせていただきたいのですけれども、

例えばここで、歳入で（款）13 国庫支出金、（項）1 国庫負担金というふうに欄外に記入がされておりまして。そこで、ずっと下のほうを見ますと、例えば、14、16、17、18と、款、道支出金だとか、16 寄附金だとか、こう書いてあります。これで、総務省の通達だというようなことを言うておりますけれども、さっき言いましたように、表内に款項目が表記されていて従前と全然違ってきているのですけれども、これで本当に予算の計上の仕方が間違いないのか、まず、それをお伺いしたいと思います。

それでは、項目別に入らせていただきたいと思います。

まず、6 ページの10 目の代替輸送関連事業費、合計で1 億1,910 万8,000 円、これ確定したから9 万6,000 円補正したのだと思いますけれども、このうち上歌分は幾らなのかをお伺いします。

それから、同じくこの分、年間利用者は何人ぐらいいるのか。とすれば、一日平均何人乗っているのかをお伺いしたいと思います。

それから、同じく6、7 ページにわたりますけれども、扶助費の、先ほど提案説明でありましたけれども、居宅介護費5 万8,000 円、それから同行援助6 万4,000 円、これはたしか最近、新聞で報道があったものの補正だと思うのです。そこで、歌志内の場合、事業所数が3 事業所、これはどこの事業所なのかをお伺いいたします。

それと、この法律は、たしか私の記憶では、21 年の4 月と24 年の4 月だと思うのですけれども、この金額は先ほど申しました5 万8,000 円、6 万4,000 円というのは、さかのぼって何年分、たしかこれ5 年で時効だと思うのですけれども、何年分計上をしたのかをお伺いしたいと思います。

それと、先ほどの3 事業所の中での該当人数はどのぐらいいるのかをお伺いしたいと思います。

それから、新聞でコメントが出ております。夕張と歌志内ですけれども、歌志内はこれまで事業者からの問い合わせもなく、市と事業者と双方で認識が足りなかったと、こういうようなコメントをしております。これは誰がコメントしたのか。ということは、私は違うと思うのですよ。というのは、先ほど申しましたように、この法律は21 年と24 年、改定になったのではないかというような気がするのですよ。ですけれども、やはり事業所から請求がなくてもあっても、担当の者は、私はいつも言いますがプロなのですよね。プロであれば、この法律が出たときに、その該当の事業所に請求がないとすれば、該当の事業所にこうこうこういうふうに法律が変わりましたよと。おたくの事業所該当になるのだけれども請求してくださいと、これがプロだと思うのですよ、私はですよ、そう思うのですよ。だけれども、このコメントからいくと、非常に恥ずかしいようなコメントなのですよね。ですから、その辺をお伺いしたいと思います。

それと福祉灯油、これは資料の28 ページにあります。それで、基準日が26 年1 月1 日、この1 月1 日というのはリッター幾らを予定しているのか、お伺いしたいと思います。

それと、私の記憶では、こういう交付金を市民に還元するとすれば、少なくとも条例規則が必要ではないかという気がいたします。そこで、我々に出されたのは、事業の概要、これで議会をおさめるつもりなのかお伺いしたいと思います。

それと、次の8 ページ、9 ページの産炭地振興対策費、新産業創造事業費ですか、これも資料の29 ページから42 ページでございます。そこで、全部見たら切りがないものですから、先ほど5 年目で6 人の新規採用があるという提案説明がありました。それで、資料の32 ページの一番上の表、総従業員、うち従業員、うちパート、全部で31 人おります。そこで、この

31人のうち、市内から通勤しているのは何人かをお伺いいたします。

それと、次のページの33ページの下のほうに、スタッフ、品質云々と書いて、これ足すと29名なのですけれども、これと31名とちょっと合わないのですけれども、この辺もお伺いをいたします。

それと、37ページでも38ページでもいいのですけれども、初年度とありますね。この初年度は平成何年を指しているのか、お伺いしたいと思います。それによって、2年目、3年目、4年目、5年目、一人ずつで6人ふえますよということだと思えるのですよ。この初年度というのは、何年の何月何日から何日までなのかをお伺いしたいと思います。

その辺まででいいです。よろしくお願いをいたします。

○議長（山崎数彦君） 暫時休憩します。

10分間休憩いたします。

午後 3時41分 休憩

午後 3時48分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

理事者答弁、森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 原田議員の質問に対する御回答を申し上げます。

私のほうから、財政課のほうから、1点目の今回の補正予算に係る様式についての疑問点についてお答えします。

これにつきましては、さきに議員にもお配りしましたとおり、様式の変更についてのお知らせという中でも触れておりますが、総務省令で定める様式を基準としており、この範囲内での変更ということであります。また、他の自治体の多くでもこのような様式を採用しているということがございますので、問題はないというふうに考えております。

この件につきましては、新しく導入しました財務会計システムに標準装備された様式でございます。これを変更するとなりますと、このシステム改修費がかかりますし、改修することにより、予想ができないふぐあいが発生する可能性もあります。また、システムから出された表内においては、款項以下が正式に表示されていますので、特に問題はないものと考えております。また、改修によるふぐあい発生の可能性というリスクを避けることのほうが優先されるべきものと考えております。

さらに、表外の款項の表示は、そのページの最初に表示される、予算が属する款項の名称を単に表題化したものであり、これはこれで他のページとの区別上、便利なものと考えております。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 代替輸送バスの件でございますが、上歌分につきましては、13万371円となっております。また、上歌の年間利用者につきましては4,147人、一日平均で11.3人となっております。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 居宅介護同行援護に係る過誤請求について御説明申し上げます。

現在、歌志内の場合、3事業所はどこかということですが、事業所につきましては、株式会社ジャパンケアサービス、砂川市の希望学院、そして奈井江町のサポートセンター

ぼすとでございます。

人数につきましては、居宅介護につきましては10名、同行援護につきましては4名の方が利用されております。そして、これらにつきまして調査したところ、居宅介護につきましては平成21年分からこれが支給されていなかったと、同行援護につきましては23年から支給されていなかったということでございますので、さかのぼって支給手続を行うところでございます。

また、新聞等へのコメントにつきましては、私ども福祉事業グループの担当のほうに新聞社のほうから取材等がございまして、幾つかいろいろなお話をさせていただいた中で、今回報道されたように双方にも落ち度があったようなコメントが載せられてしまいましたが、議員御指摘のとおり、これにつきましては私どもの認識が甘かったということで反省しているところでございます。

また、次の福祉灯油についてでございますが、福祉灯油につきましては、現在、このたび補正予算を上げさせていただきました時点では、リッターが市内で約103円ということで計算しております。その中で、103円を基本として、このたび5,000円という助成の金額を決めたものでございます。

また、要綱について、条例ではないかという御指摘でございますが、私どものほうも近隣の市町で福祉灯油を実施しているところを調査いたしました。ほとんどが要綱で実施しているということでございますので、当市におきましても要綱ということを決めて、このたび福祉灯油の実施ということで行うこととしております。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 新産業等創造助成事業に関する資料の関係での3点の御質問につきましてお答え申し上げたいと思います。

初めに、市内からの通勤者数の人数でございますけれども、社員4名、パート1名の計5名と伺っております。それから、資料32ページと33ページでの従業員数等の関係が2名突合されないという関係でございますが、32ページにつきましては総従業員数ということで、右の33ページにあります事業概要の部分の社長と工場長も含まれているものでありまして、下の33ページの29名につきましては、社長、工場長を除いたスタッフ、所管担当の人数でございますので、その2名分が差異でございます。

それから、初年度はいつからかということでございますが、ソラチ・クォーツにつきましては10月決算期でございますので、昨年24年11月から本年度までの10月までを初年度としているところでございまして、後段にございます各計画書等につきましても、そのような形での5期の計画となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 申しわけございません、3事業所の人数でございますが、ジャパンケアが居宅介護支援事業では7人、希望学院が二人、奈井江のポストが一人でございます。同行援護につきましては、ジャパンケア4人でございます。

以上です。

○議長（山崎数彦君） ほかにありますか。

原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） もう一度、様式についてお伺いをしたいと思います。

そうしますと、私は、余り固執するわけではないのですけれども、欄外に款項とありますよね。そして、ずっとこう来て、同じページにまた款項、款項と出てくるのですよね。それで、できるかできないかは別なのですけれども、見方として、例えば同じページに、4ページでいますと国庫支出金、次に道支出金、この間をあけて、そしてその上に同じく欄外に款項と書いてもらったら見やすいなという気がしているのですよ。

それからもう一つは、予算の審査というのかな、予算のときに、例えば何々の款は何ページですよとか出てきますよね。そのときに、どういう表示をしてもらえるのかということもちょっと懸念しているものですから、その辺をもう一度お伺いしたいと思います。

それから、6ページ、7ページのジャパンケアと希望学院と奈井江ですね。私が調べた範囲では、この3事業者のうち、いつの時点かわかりませんが、1事業所だけには払ったよというような話を聞いておりますけれども、それが本当か、私の聞き間違いなのか。例えば、払ったとすれば、その時点であると2社については気づくはずなのですよ。気づいたとすれば、こうこうこういうことで法律が変わって、あなたの事業所も該当しますよと、早く請求したほうがいいですよと、こういうのが仕事だと私はそう思うのです。

それと、先ほどもちょっと答弁あったと思うのですけれども、この額はそれぞれ3年分なのか、4年分なのか、5年分なのか、その辺もちょっとお伺いをしたいと思います。

以上でございます。

会議時間の延長について

○議長（山崎数彦君） お諮りいたします。

ただいま原田議員の質問中ですし、これから理事者の答弁ありますが、お諮りいたします。

本日の議事日程にあります議事が終わりませんので、会議規則第8条の規定により会議時間を延長し、会議を続行したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議ないものと認め、会議を続行いたします。

理事者答弁、森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 今の質問に対する一番初めの、この補正予算の様式の件でございます。

原田議員のおっしゃられる意図は十分理解できます。例えば、13款国庫支出金とありまして、その下、14款道支出金ということでございますが、ここら辺をもうちょっと見やすく区分できるようにということだと思います。それで、1回目の答弁でもお話ししましたとおり、これはもうこの財務会計システムに標準装備されてこのように出てくるという、標準装備されたものでございますから、これを変更をかけるということになれば、それなりのお金も、システム改修費がそれなりにかかるということと、あと一番懸念しているのが、完成されたこういうシステムについて改修することによって、予想できないふぐあいが生じる可能性があるということでございます。

そこで、それが一番、財政サイドとしましても予想できないふぐあいというのが一番懸念しているということですので、やはり、この練りに練って完成しましたこのシステムをそのまま使っていきたいという考えでございますので、何とぞ御理解のほどよろしく願います。

2点目はちょっとあれですが、当初予算書本体にはページ数がふらさるわけでございます

が、例えば、国庫支出金なら国庫支出金が始まるページを表示をしないと、これは今までどおりなのですが、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 特別地域加算につきましては、平成21年4月から居宅介護、重度訪問介護、同行援護、そして行動援護及び重度身体障害者等包括支援の各種サービスに設けられ、また、平成24年4月からは、地域相談支援、計画相談支援及び障害児相談支援の各種サービスに設けられたものでございます。

御指摘の、1件、平成24年度にやっているのではないかとということでございますが、この平成24年度から行われております、地域相談支援事業に係る相談サービスの特別加算につきましては、平成24年度から設けられた事業でありますので、事業所等からの指摘もあり受給者証に記載したところでございます。

一方、居宅介護と同行支援の事業の訪問サービスに係る特別加算につきましては、平成21年度から開始されたものでございまして、このたび北海道からの照会により調査したところ、居宅介護10件、同行援護で4件の合計14件について未記載があったものでございます。気づかなかったのかということですが、別事業ということもございまして、制度についての認識と理解が足りなかったというところで反省しているところでございます。

また、何年さかのぼるのだということですが、居宅介護事業につきましては平成21年度から始まっておりますので、21年度までさかのぼって、それまで支払っていた部分の実績に15%を掛けたものをこのたび補正させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 資料のほうの28ページで説明されているのですけれども、助成の申請、助成申請書により申請を行うということですが、今までの説明で497世帯が該当するのかなというふうには考えるのですけれども、これ、それぞれの世帯に連絡があって、例えば、おたく申請してくださいみたいな連絡があるというふうに考えてよろしいですか。

それと、この予算書の11ページ、教育費の中なのですけれども、事務補助員の賃金の補填分、それから用務員の賃金の補填分、これそれぞれ何カ月分になっているのですか。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 基準日におきまして、対象世帯につきましては、1月上旬をめぐりに対象者の方々に通知をしたいというふうには考えております。

○議長（山崎数彦君） 小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦君） 事務局職員の長期休職となったことによる事務補助員の賃金の関係でございますけれども、これについては66日分、それからもう一つの小学校の用務員の関係でございますけれども、96日分を予算計上させていただいております。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 福祉灯油なのですけれども、住民からいろいろ、もう少し早く動き出ししてほしいという要望がありました。9月議会に提案してもらって、11月ぐらいからでもという要望があったのですけれども、どういった話し合いの中で、この1月というのが出てきたのか伺いたいと思います。

もう一つ、福祉灯油の件で、1月から3月まで、これで5,000円ということで考えていいのか。1カ月ずつ5,000円ではなくて、この3カ月間で5,000円で考えていいのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

二つめに、歳入でありますけれども、地域の元気臨時交付金なのですからけれども、これの性質についてちょっと説明していただきたいと思います。あと、これがいつ国から入ってくるのかというのがわかっていたのかどうなのかをお聞きしたいと思います。

三つ目なのですからけれども、ソラチ・クォーツさんのさっきの原田議員のやつもあるのでありますが、資料の29ページの概要、さっきの話を聞いていると要綱があるという話なのですからけれども、概要じゃなくてここに添付するのは要綱のほうがいいのではないかなという感じがするのでありますが、その辺どうかお聞きしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） この時期ということで、福祉灯油の関係なのですが、私どもも福祉灯油を実施するに当たりまして、灯油価格を灯油単価とにらみ合いながら、実際にその福祉灯油を実施するのかわからないのかというのを見きわめながらきておりました。それで、このたび12月の補正を上げさせていただいたわけなのですが、それで1月から実施するというのは事務的な作業、また、皆さんへの周知等がございますので、どうしても1月から3月になってしまうということで御理解いただきたいと思います。

それと5,000円につきましては、これは1月から3月までで全部で5,000円と。毎月ではなくて、一人1回、対象世帯に5,000円の灯油の助成券ということでございます。

○議長（山崎数彦君） 森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 地域元気臨時交付金でございます。1,179万円を補正いたしておりますが、地域活性化等に資するために公共投資資金として交付されたものでございます。これの基礎となるのが、国の平成24年度補正予算に伴う追加公共事業費に基づき算定されたものでございます。

平成24年度補正予算の追加公共事業費ということでは、当市におきましては、対象事業費は、除雪ロータリー購入事業がこれに当たります。除雪ロータリー購入事業としまして、補助基本額3,930万円、これの補助金が3分の2ございましたので、これの3分の1、1,310万円、これが今回の交付金の補助基本額となりました。1,310万円のこれに0.9%を掛けた金額が1,179万円ということでございます。

なお、これにつきましては、12月末に収入予定ということになっております。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） ソラチ・クォーツの関係で女鹿議員から御質問があったのですが、聞きとりづらかったのですが、要綱というふうに分かったのですが、概要の29ページで、ソラチ・クォーツの関係で、要綱にすべきというふうにとれたのですが、この概要を何かあれなのでしょうか。申しわけございません。要望でしょうか。（女鹿議員「間違えました」と呼ぶ）

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第69号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第70号平成25年度歌志内市営公共下水道特別会計補正予算（第2号）について質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第70号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

休 会 に つ い て

○議長（山崎数彦君） お諮りいたします。

行政常任委員会審査のため、12月18日を休会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、12月18日を休会とすることに決定いたしました。

なお、行政常任委員会は12月18日に委員会を開き、付託案件の審査をお願いいたします。

来る12月19日、本会議を開きますので、所定の時間に御参集願います。

散 会 宣 告

○議長（山崎数彦君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

（午後 4時16分 散会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 山 崎 数 彦

署名議員 湯 浅 礼 子

署名議員 女 鹿 聡